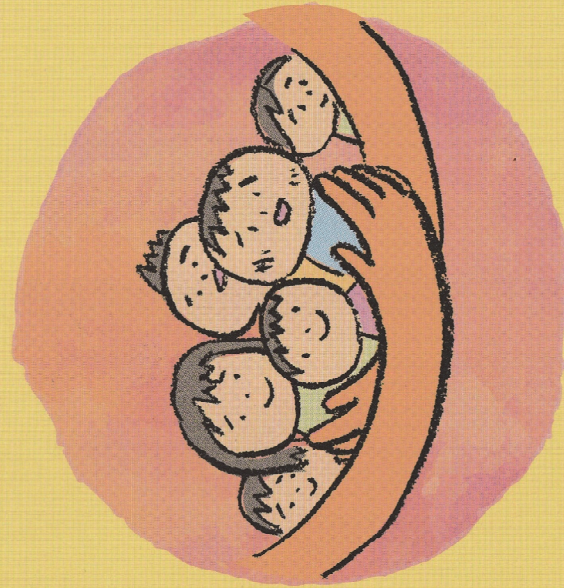


児童虐待早期発見・対応の手引き

～親子のあゆみを支えるために～



相模原市

一時保護決定に向けてのアセスメントシート及びフローチャート

児童相談所一時保護決定に向けたアセスメントシート	一時保護に向けてのフローチャート
<p>①当事者が保護を求められている？</p> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>緊急一時保護を検討</p> <p>①当事者が保護を求められている</p> <p>②当事者の訴える状況がさし迫っている</p> <p>③すでに重大な結果がある</p> <p>④重大な結果の可能性が高い</p> <p>⑤繰り返す可能性</p> <p>⑥子どもにも明確に影響</p> <p>⑦保護者のリスク</p> <p>⑧可能性のある高度リスク</p>
<p>②当事者の訴える状況が差し迫っている？</p> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>③すでに重大な結果がある？</p> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>④重大な結果の可能性が高い？</p> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>⑤繰り返す可能性？</p> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>⑥子どもにも明確に影響？</p> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>⑦保護者のリスク？</p> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>⑧可能性のある高度リスク？</p> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>④次に何が起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い？</p> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>発生前の一時保護を検討</p> <p>集中的な援助、場合によっては一時保護を検討</p> <p>継続的・総合的な援助、場合によっては一時保護を検討</p>
<p>⑤虐待が繰り返される可能性が高い？</p> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>⑥虐待の影響と悪化する症状が子どもに表れている？</p> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>⑦保護者に虐待につながるリスク要因がある？</p> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>⑧虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等</p> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>⑨虐待によるのはおむすびの生育上の問題等</p> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>⑩子どもの安全確保、保護者の安全確保、児童虐待の防止</p> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>⑪児童虐待の早期発見・対応の手引き</p> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

神奈川県海老名市ヒアリング調査報告

1 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）



神奈川県ほぼ中央に位置し、南北に長い地形で、西は相模川を隔てて厚木市に、北は座間市、東は大和市・綾瀬市、南は藤沢市・高座郡寒川町に接しています。

南北に長い地形の中央には、通称「相模横山九里の土手」といわれる相模丘陵の西崖が縦断し、西部の平地と東部の丘陵地帯に大きく二分されています。水田地帯は、温暖な気候と肥沃な土地に恵まれた穀倉地帯であり、丘陵地帯は年々宅地開発が進み、著しい変貌を見せています。

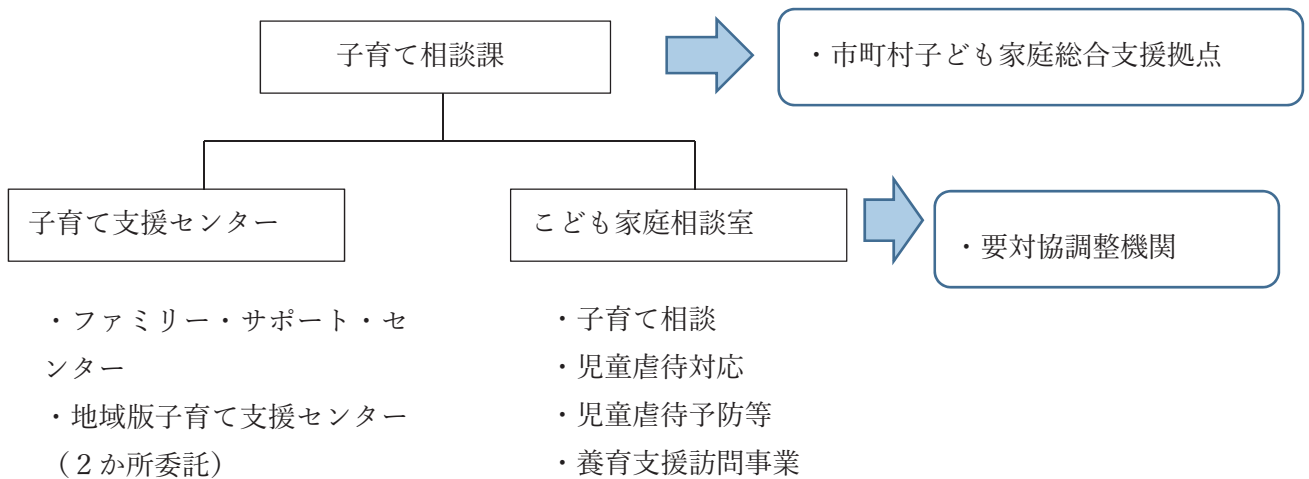
②面積：26.59 平方キロメートル

③人口：132,872 人 59,443 世帯（平成31年2月1日現在）

④児童数：21,459 人

⑤類型（小規模等）：C 型

2 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

(1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）

H31.2.1現在

	相談件数	左記のうち虐待と判断された件数	虐待と判断された件数の内訳				児相への送致ケース	一時保護
			身体的	心理	ネグレクト	性的		
27年度	122	77	21	28	28	0	2	2
28年度	148	110	33	33	43	1	1	1
29年度	165	80	19	25	36	0	7	7
30年度 (H31.2.1現在)	281	116	42	52	22	0	4	2

イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての4業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

①実情の把握

- ・「虐待と思われる子を見つけた時の流れ」の職員向け紙芝居を作成し、平成28年度公立・私立保育園、私立幼稚園、平成29年度小学校、平成30年度中学校、児童通所支援事業所、新設保育園に出向き、発見から通告までの流れを周知している。

- ・海老名市独自のリスクアセスメントシートを作成し、市内保育園、幼稚園、小学校、中学校、要対協関係機関に配布し、リスクアセスメントの統一を図っている。
- ・子どもの自らの気づきを促すことを目的に、毎年11月の虐待防止月間に市内公立小学校全児童へ「親・かぞくからこんなことがあったらそうだんしてね」ポケットティッシュを配布している。
- ・居所不明児の早期発見のため、要保護児童対策地域協議会の下部組織として、「居所不明児対応連絡会」を年2回実施している。また、庁内用として「海老名市居所不明児確認シート」を作成し、関係各課の役割を一目で判るようにしている。

②相談対応

- ・電話相談、来所相談等に保健師、心理士、こども相談員が相談内容により対応している。
- ・地域版子育て支援センターへ月1回保健師と心理士が巡回し各相談に対応している。

③総合調整

- ・要対協事務局として、各機関の連携をとるため、ケースの状況によりケース会議を実施している。

④調査、支援及び指導等

- ・受理会議、調査、支援方針等決定後、ソリューションフォーカスとアプローチを基に児童相談所が作成の「訪問・面接の手帳」及び「安全を探すセリフ集」を参考にセリフを作成し、練習実施後、訪問することとしている。

⑤他関係機関との連携

- ・年3回、教育支援センター相談業務従事職員とこども家庭相談室職員の「切れ目のない相談支援のための専門職等連絡会」を実施し、お互いの業務内容についての情報交換、研修等を行い、相談技術の向上及び相談業務における切れ目のない支援のための連携強化を図っている。
- ・主任児童委員会に年2回出席し、情報交換等を実施している。
- ・毎年、新任の小学校、中学校の校長先生及び新設の保育園園長先生を訪問し、虐待発見から通告までのリーフレット及びリスクアセスメントシートについての説明を実施している。
- ・特定妊婦については、要対協の管理とし、母子保健担当課の保健師が主となり、妊婦のケア等を実施している。また、必要に応じて病院へ要対協協力依頼をし、病院とも連携を行って妊婦が無事に出産し、育児が行えるよう支援をしている。

(2) 職員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）

- ・配置職員については、虐待対応と相談対応の両方ができるように、役割を区切っていない。
- ・配置人員について、正職は、社会福祉士、児童福祉士、保健師等の免許を持つ者、非常勤特別職は、子ども相談員として教員免許、看護師等の免許を持つ者、心理専門支援員として臨床心理士で構成されている。

(3) 保健部門との一体性・連携

ア 子育て世代包括支援センターの設置について（有無・年度）

- ・平成31年4月設置予定。

イ 一体性・連携についての工夫・具体例

- ・こどもセンターは、子どもに関係した部署を一か所に集めた建物になっている。1階に子ども育成課（子育て世代包括支援センター（H31.4.1 予定））、保育・幼稚園課、2階に教育委員会、3階に子ども家庭総合支援拠点があり、連携がとりやすくなっている。
- ・毎月1回、子ども育成課（母子保健担当）保健師とこども家庭相談室職員が、養育支援訪問会議を実施し養育支援の支援状況等を確認し連携を図っている。

(4) 児童相談所との連携

- ・児童相談所職員との実務者会議を毎月1回実施し、各ケースの状況、支援の仕方の確認、相談等を行っている。

(5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

- ・支援拠点の子ども家庭相談室が要対協事務局を担っている。

イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

- ・要対協のケース検討会議を就学前と就学児とに分けて実施している。就学前の会議は、年6回奇数月に実施している。就学児の会議は、研修形式とし、年2回実施している。なお、就学時ケース検討は各ケースごとに学校対応が異なるため、個別に対応するサポートチームで実施することとしている。
- ・年1～2回、児童虐待防止のための関係機関研修を実施している。

(6) 相談室、親子交流スペース、事務室等



えびなこどもセンター外観



こども家庭総合支援拠点事務室（3階）



相談室（3階）



親子交流スペース（3階）

4 研究チームからのコメント

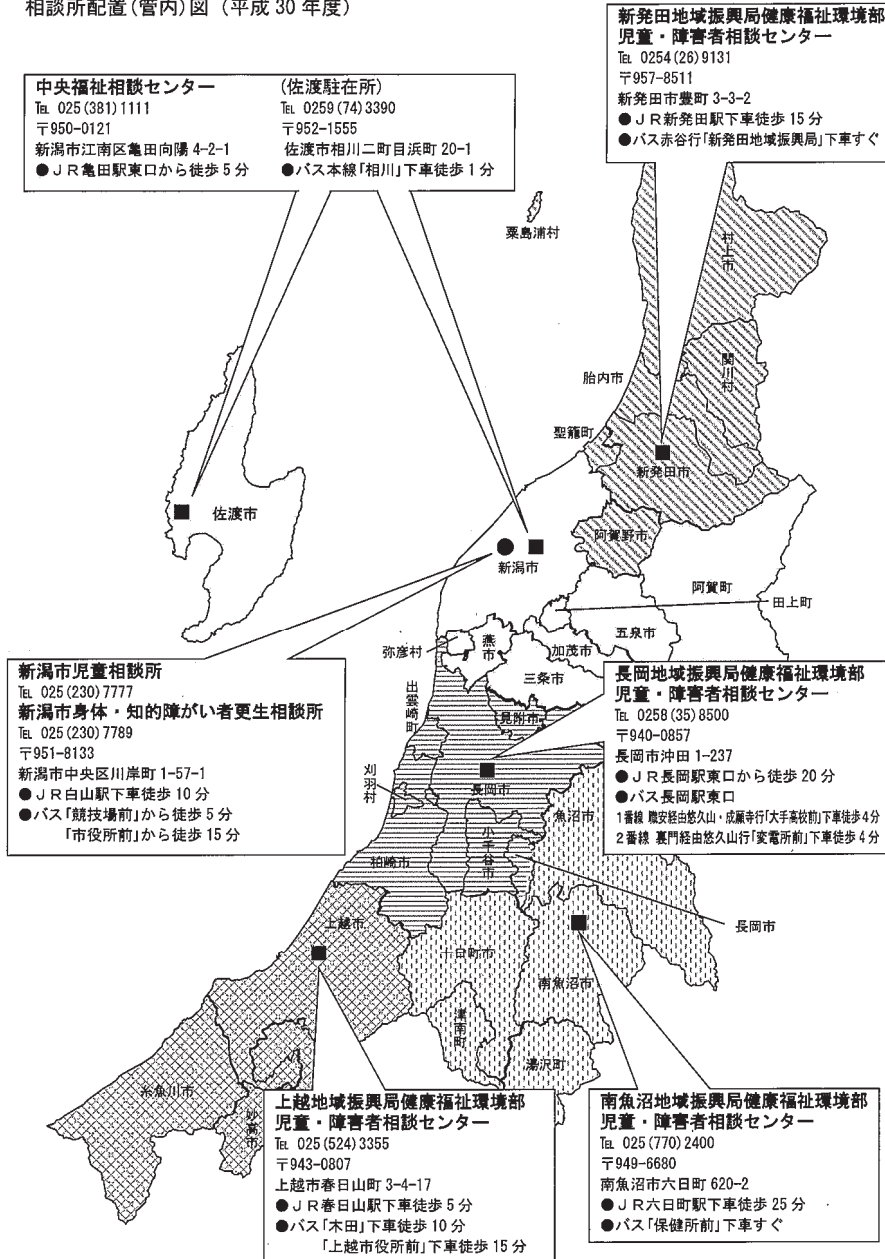
直接現地におけるヒアリングを行っていないが、日本大学三軒茶屋キャンパスにおいて、拠点設置自治体が集まり、スタートアップマニュアル検討会を行った。こうした検討会において、海老名市の取組を報告発表してもらい、支援拠点整備について意見交換を行った。その検討会での報告を基にまとめてもらったものである。

研究代表 鈴木秀洋

新潟県

1. 児童相談所の管轄区域

相談所配置(管内)図 (平成 30 年度)



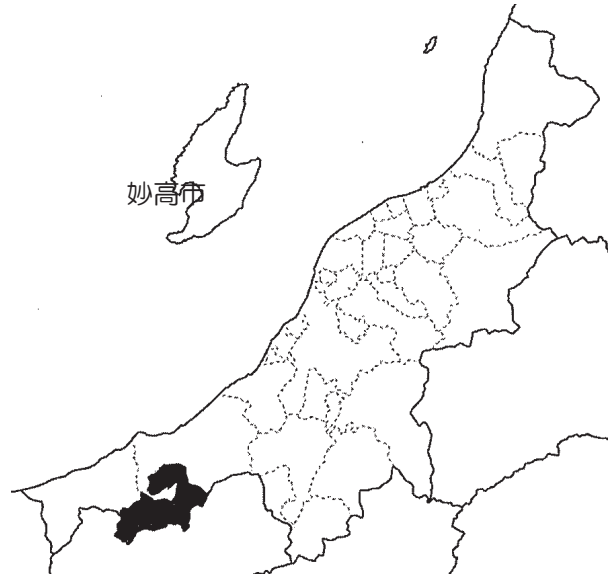
2. 子ども家庭総合支援拠点の設置状況

設置済み (2019年3月現在)	三条市、十日町市、出雲崎町、上越市、新発田市、胎内市、柏崎市、妙高市
今後の設置予定	阿賀野市、糸魚川市

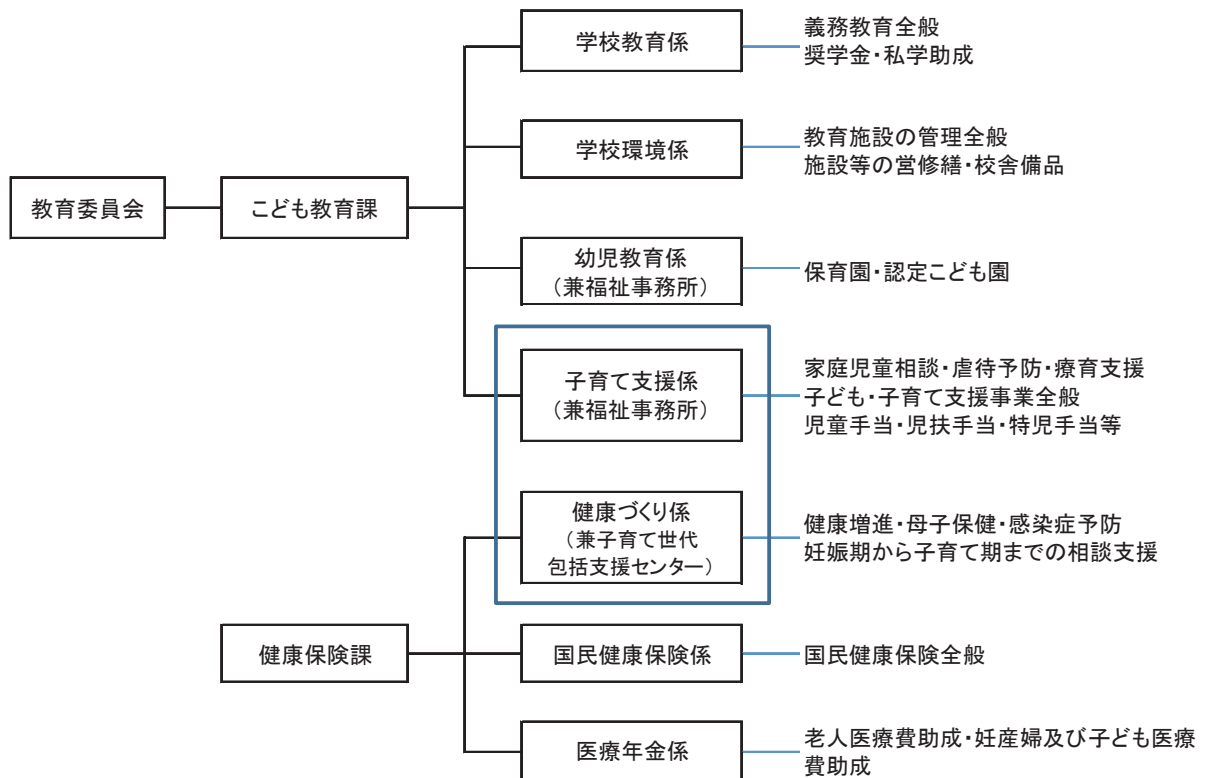
新潟県妙高市ヒアリング調査報告

1 妙高市の概要

- ①位置：平成 17 年 4 月に新井市・妙高高原町・妙高村が合併し、誕生
- ②面積：445.63km²
- ③人口：32,884 人 12,411 世帯 (H30.3 月末現在)
- ④児童数：3,537 人
- ⑤類型：小規模 A 型



2 自治体の組織図 (拠点機能を組織図に位置付け)



3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

(1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）

【児童相談対応の推移】

延件数

相談種別	平成 30 年度 平成 31 年 1 月末現在)	平成 29 年度	平成 28 年度
子育て	328	167	196
障がい	74	2	82
特定妊婦	7	0	0
不登校	11	1	1
要対協（児童虐待）	405	337	327
その他	34	98	47
合計	859	605	653

【児童虐待の推移】

	虐待件数 (件)	内 訳 (件)			一時保護 (人)
		身体	心理	ネグレクト	
H28	3	0	2	1	1
H29	7	2	2	3	6
H30 (H31.1 現在)	5	0	2	3	10

イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての4業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

①実情の把握

- ・ 養育環境を十分把握するために、該当家庭に加え保護者の元の家庭の状況について、可能な限り情報収集する。
- ・ 住民基本台帳による家庭状況の把握。所得状況の把握。
- ・ 保育園、認定こども園、児童発達支援事業所、小中学校等からの在籍状況の確認と、日ごろの家族の養育状況の確認。
- ・ 1歳児家庭訪問、乳幼児健診等での保護者の養育状況の確認。
- ・ 関係機関からの聞き取りにより、該当児童が要フォロー児かどうか、その保護者・祖父母に疾患があるかどうかの確認。

②相談対応

- ・ 子育て相談は、子育て支援係に属する家庭児童相談室が担っている。

- ・子どもが1歳を過ぎた時期に全家庭を訪問し、子育ての悩みを聞き取り相談に乗るとともに、子育てサービスの情報提供を行いながら、子育て不安の早期解消に努めている。
- ・1歳6カ月児健診や3歳児健診などの健診時に、育児相談会を開催している。
- ・定期的に園を訪問しながら、行動面で気になる園児の保護者と面談し、療育支援事業所の利用を促す。
- ・医療（母子保健等）や福祉（生活保護等）、住宅事情など専門的な知識を要する相談の場合は、関係課の職員が同席するなど連携しながら対応を図っている。
- ・意思疎通が苦手な保護者には、同行支援なども行っている。
- ・地域での見守りなど地域コミュニティの力が必要な場合は、主任児童委員へつなぐ。
- ・ひきこもりやニートの若者支援については、子育て支援係に属する子ども・若者支援専門員が担っている。
- ・被虐待から、ひきこもり、ニートへ移行する傾向が強いことから、子育て支援係が中心となってチームを組んで、子どもや保護者の支援を行っている。

③総合調整

- ・家庭の状況に応じた支援が必要なことから、個別支援検討会議の適宜開催と、月に1回のケース管理会議の開催によりケースの進行管理を徹底するとともに、関係機関との情報の共有化を図っている。
- ・過去の進行管理票（児童票など）や記録の様式が不統一で、ケースを理解することが困難なものが散見されることから、統一様式に基づいた記録の作成に着手を開始した。

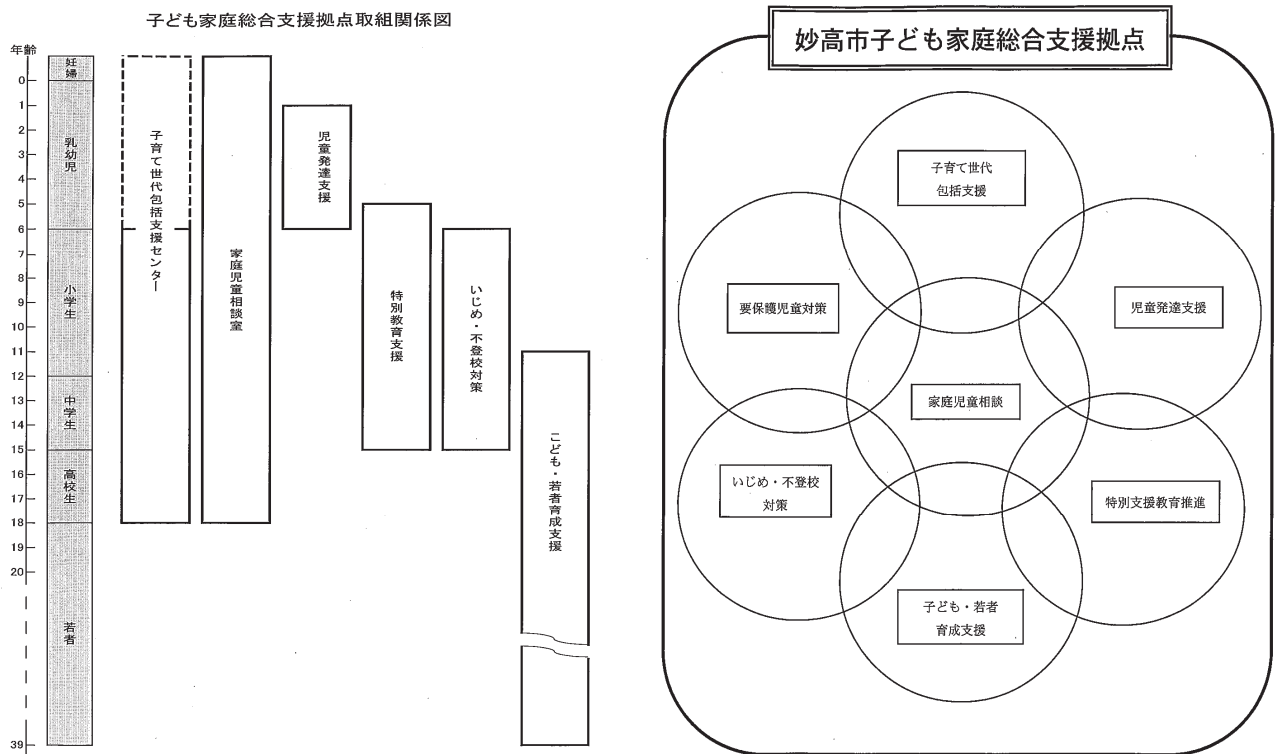
④調査、支援及び指導等

- ・前記①により、子どもや保護者をとりまく環境を徹底的に調査するとともに、保護者の困り感などを聞き取りながら、関係機関で連携して望ましい支援策を確立し、支援計画を策定する。
- ・保護者の子育て上の困り感には、一人一人に寄り添いながら、子育てサービス等の地域資源を組み合わせ、個々人に合った情報提供を行う。
- ・強い指導が必要な案件は、児童相談所と役割分担しながら、家庭訪問を行う。
- ・再発防止のためには、訪問や状況確認など、期間を空けずに行う。

⑤他関係機関との連携

- ・要対協の事務局を務めていることから、関係機関との連携がスムーズに図られている。
- ・家庭児童相談室と子育て世代包括支援センターとは別組織であるが、母子保健の関連での情報連携や、各種健診時の親子支援など従来から連携していた。そのうえで支援拠点が設置されてからは、職員間で虐待予防のための使命感を感じることができるようになり、連携の強化が図られている。
- ・家庭児童相談室は、教育委員会内に位置付けられていること、保育園と認定こども園を統括する幼児教育係も教育委員会内にあることから、園や学校との情報の共有化がスムーズに行われている。

(2) 職員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）



- ・上記左図は年齢階層別の役割分担イメージである。同右図が支援拠点に関わる関係事業のイメージである。
- ・子育て世代包括支援センターは、健康保険課内だが、それ以外はすべて教育委員会に所属している。
- ・家庭児童相談室には、正職員4名（内教員資格1名、保育士資格1名）、非常勤の家庭児童相談員3名（内精神保健福祉士資格1名、教員資格1名、保育士資格1名）、児童発達支援事業所（療育支援関係）には正職員2名（いずれも保育士資格）、非常勤職員4名（内教員資格2名、保育士資格2名）、特別支援教育には非常勤職員1名（教員資格）、いじめ・不登校には非常勤職員1名（児童福祉士資格）、子ども・若者育成支援には非常勤職員1名（教員資格）となっている。
- ・虐待対応については、主に家庭児童相談室の7名（無資格2名含む）と、いじめ・不登校の1名が中心となり、内容に応じて特別支援教育や子ども・若者関係の職員が一緒に行動することがある。

(3) 保健部門との一体性・連携

ア 子育て世代包括支援センターの設置について

- ・平成27年度に設置済である。

イ 一体性・連携についての工夫・具体例

- ・子育て世代包括支援センターには母子保健の情報が集約されており、家庭児童相談室とのシステム連携を検討しているところであるが、児童以外の健診情報をすべて網羅していることから、個人情報保護の観点から、現状では困難である。

- ・家庭児童相談室が必要とする情報については、子育て世代包括支援センターから紙ベースで入手している。
- ・市では、施策の一つに「妊娠から出産、子育てまで切れ目のない子育て支援」を掲げており、ソフト面での連携は問題ない。
- ・同じ庁舎内で階は離れているが、市町村合併の当初から子育て関係の各種手続きはワンストップサービスを徹底しており、関係課の連携はスムーズに行われている。虐待関係の支援も同様で、職員間での連携意識は高い。
- ・親子の状況を各種健診で漏れのないように把握をすることが、虐待の早期発見や予防にとって重要である。そのため、子育て世代包括支援センターと家庭児童相談室で連携して健診に参画し、子どもや保護者に寄り添っている。

(4) 児童相談所との連携

- ・虐待案件については、すべて児童相談所と連携して対応している。
- ・一時保護から家庭復帰した案件であっても、当面家庭訪問を一緒に行っている。
- ・児童相談所が支援を解除するにあたっては、まれに事後報告の場合もあるが、おおむね情報は共有化されている。その後も、必要性を感じた場合は児童相談所に協力を要請すれば、同行がかなう場合が多い。

(5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

- ・従来、家庭児童相談室が要対協の事務局と虐待予防の中心的役割を担っていたが、支援拠点が発足し要対協の調整機関に位置付けされたことにより、職員間で意識改革が図られた。
- ・要対協の各種会議、特に実務者会議が形骸化していたところであったが、上記意識改革により関係機関間による情報の共有化が図られ、虐待予防に大きな効果を発揮している。

イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

- ・実務者会議での資料は、当日配布、当日回収であったものを、事前配布と後日回収とした。そのことで、実務者会議で意見が積極的になるようになり、関係機関での情報の共有化が強固なものとなった。
- ・長年不登校で保護者の拒絶により、面談がかなわない児童がいたが、警察と協議した結果、警察と児童相談所が家庭訪問を実施し、安否確認することができた。
- ・園や学校からの情報が遅れ、対応が後手に回ることがあった。毎年、年度初めの校長会で虐待対応のお願いをしていたところであったが、児童相談所と共同で教頭会向け、教務主任向け、養護教諭向けなど、各階層の研修会を開催するようになったところ、比較的スムーズに園や学校から情報が入るようになってきた。しかし、まだ園や学校間で格差が認められることから、今後引き続き研修を徹底していきたい。

(6) 相談室、親子交流スペース、事務室等



4 研究チームからのコメント

直接現地におけるヒアリングを行っていないが、日本大学三軒茶屋キャンパスにおいて、拠点設置自治体が集まり、スタートアップマニュアル検討会を行った。こうした検討会において、妙高市の取組を報告発表してもらい、支援拠点整備について意見交換を行った。その検討会での報告を基にまとめてもらったものである。

研究代表 鈴木秀洋

福井県

1. 児童相談所の管轄区域

・総合福祉相談所

<所在地>

〒910-0026 福井市光陽2丁目3-36

0776-24-5138

付置施設 一時保護所 定員16名

<所管地域>

福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市
永平寺町、池田町、南越前町、越前町

・敦賀児童相談所

<所在地>

〒914-0074 敦賀市角鹿町1番地32

0770-22-0858

付置施設 一時保護所 定員15名

<所管地域>

敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

2. 子ども家庭総合支援拠点の設置状況

設置済み（2019年3月現在）	福井市、越前市、あわら市、高浜町
今後の設置予定	南越前町（2019年度設置予定）

福井県越前市ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：平成 30 年 10 月 29 日

1 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）

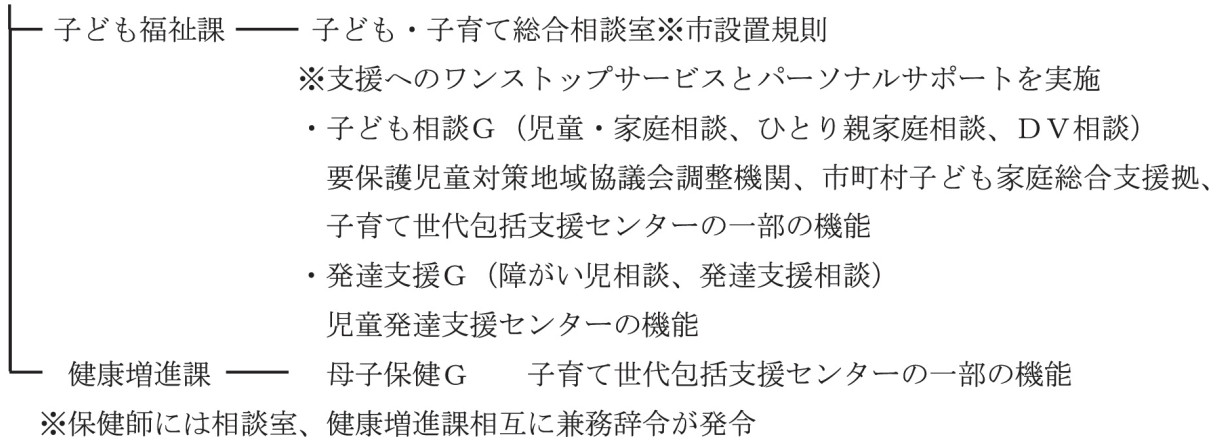


- ②面積：230.75 k m²（内森林が 62%）
- ③人口：83,153 人（H31.1.1 現在）（内外国人 4,344 人内ブラジル人 3,054 人）
- ④児童数：13,101 人（18 歳未満人口）
- ⑤類型（小規模等）：B 型

本市は、平成 17 年 10 月 1 日に武生市と今立町が合併して誕生した都市です。旧武生市には越前国府が置かれ、政治・経済・文化の中心地として栄えました。平安時代には「源氏物語」の作者、紫式部が越前国司として赴任した父とともに多感な青春時代の一年余りを暮らした地でもあります。また、旧今立町は、和歌集や写経の用紙に用いられた越前和紙の里として知られ、明治の初期の頃まで奉書紙や奉書紬の産地として和紙や繊維を扱う商店も集まり大変栄えたまちです。現在は、半導体や自動車部品などの製造が盛んで、工業出荷額は、4,000 億円を超え、福井県第一位となっています。これらの工場には、日系ブラジル人が派遣社員として多く働いており、居住しています。日系ブラジル人の方は、多くが家族で居住しているので、当然のことながら子どもたちもたくさん市内で暮らしています。そのため、就学前教育施設や小学校、中学校などでの子どもたちへの支援が大切です。

2 自治体の組織（拠点機能を組織図に位置付け）

市民福祉部（福祉事務所）



3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

(1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）

新規実件数	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
合計	101	118	103	146	148	146	241	130

※ H25 に子ども・子育て総合相談室が設置され、相談件数は約 1.5 倍に増加

	相談件数	左記のうち 虐待と判断 された件数	虐待と判断された件数の内訳				児相への 送致ケース	一時 保護
			身体的	心理的	性的	ネグレクト		
平成27年	146件	50件	16件	24件	1件	9件	0	11
平成28年	241件	110件	23件	61件	2件	24件	0	11
平成29年	130件	31件	9件	21件	0件	1件	0	9

イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての4業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

I 相談を受ける・・・小学校区ごとに担当を配置

- ・基礎データを聞き取る
名前、生年月日、住所、家族構成、電話番号、所属
- ・主訴を聞き取る
複合的な課題が絡み合っているケースが多いので、一つ一つを丁寧に聞き取る

II 初期調査① ・ ・ ・ 要保護児童対策地域協議会構成機関である庁内関係課へ調査を行う

- ・ 家族構成（ジェノグラム作成）
 - ・ 子どもの所属機関
 - ・ 家族の勤務先（必要に応じて所得を確認）
 - ・ 祖父母介護保険利用状況
 - ・ 必要に応じて障害者手帳、自立支援医療利用状況
 - ・ 必要に応じて母子管理台帳で乳幼児健康診査等の情報を確認
- ※母子管理台帳には、保健師の支援記録・乳幼児健診時のコメントや母のアンケート項目などに重要な記録が残されている。
- 相談対象が未就学児や発達特性のある場合は必ずチェックする。

III 初期調査③ ・ ・ ・ 要保護児童対策地域協議会構成機関である保育園等、幼稚園、小中学校に調査を行う。

- ・ 対象児童や兄弟の登校状況等を確認
- ※子どもの所属機関からの情報は重要。日頃から、保育園等の園長や小中学校の教育相談担当教諭とこまめに情報交換することがスムーズな連携につながる。

IV 主訴を整理

- ・ 当初の相談内容と調査内容を整理しケースを見立てる
- ・ アセスメントした結果、必要な支援を考える

V SV 会議 ・ ・ ・ 1 回程度 / 1 W

- ・ SV 会議にて、ケースの見立てやアセスメントの結果を報告し、チームで確認ののち、援助方針を決定。また、スーパーバイズをもらう。
- ・ 担当以外のケースの情報も共有する。
- ・ 緊急なケースの場合は、受理した段階で会議を行う。

VI 必要に応じて個別ケース会議 ・ ・ ・ 関係機関による個別ケース会議が重要

- ・ 関係機関によるケース会議が必要と判断すればケース会議を実施。
- ① 要保護児童対策地域協議会ケース会議の宣言（守秘義務についての宣言）
 - ② 関係機関が必要な情報を提供し情報共有する
 - ③ 援助方針を決定し、必要な支援を確認する
 - ④ 役割分担を決める

VII 支援を開始

- ・ ケース会議や SV 会議で決まった援助方針に基づいて支援を行う。
- ・ 必要に応じて関係機関からの情報を収集し提供する。こども・子育て総合相談室に情報が集約される。

- Ⅷ進行管理会議・・・要保護児童対策地域協議会構成機関の内、社会福祉課、健康増進課、教育振興課、SSW、児童家庭支援センターの5機関が参加
- ・一月に1回、情報共有と援助方針の確認会議を行う

Ⅸ寄り添い支援実施団体との連携

子ども・子育て総合相談室がすべてのケースにきめ細やかな寄り添い支援を行うには限界がある。保育園、幼稚園、小中学校の見守りを始め、地域における社会資源を発掘し活用することが重要。

- ① 児童養護施設（ショートステイ、トワイライトステイ）
- ② 児童家庭支援センター（カウンセリング、生活困窮家庭学習支援事業）
- ③ 地域子育て支援センター
- ④ 放課後等デイサービス事業所
- ⑤ 児童センター（学童保育事業）
- ⑥ 地域学習支援事業（越前市では、家庭学習支援を前提とした子どもの居場所づくりを推進している。

子どもの生活圏域に、地域ボランティアと教員OB、学生ボランティアが協力し合い事業を実施。）

(2) 職員配置等（家庭支援員、虐待対応専門員）

室長1名（児童福祉司任用資格）

【子ども相談G】正規職員3名：保健師(1)、社会福祉士(1)、保育士(1)

嘱託職員3名：ひとり親自立支援員(1)、教員OB(2)

【発達支援G】正規職員3名：理学療法士(2)、保育士(1)

嘱託職員1名：言語聴覚士(1)、

【兼務職員】健康増進課保健師

【その他】児童相談アドバイザー(SV)、カウンセラー

※人事ヒアリングの際に、子ども・子育て総合相談室として必要な資格のある職員を要望し確保

(3) 保健部門との一体性・連携

ア 子ども・子育て世代包括支援センターの設置について（H25年度設置）

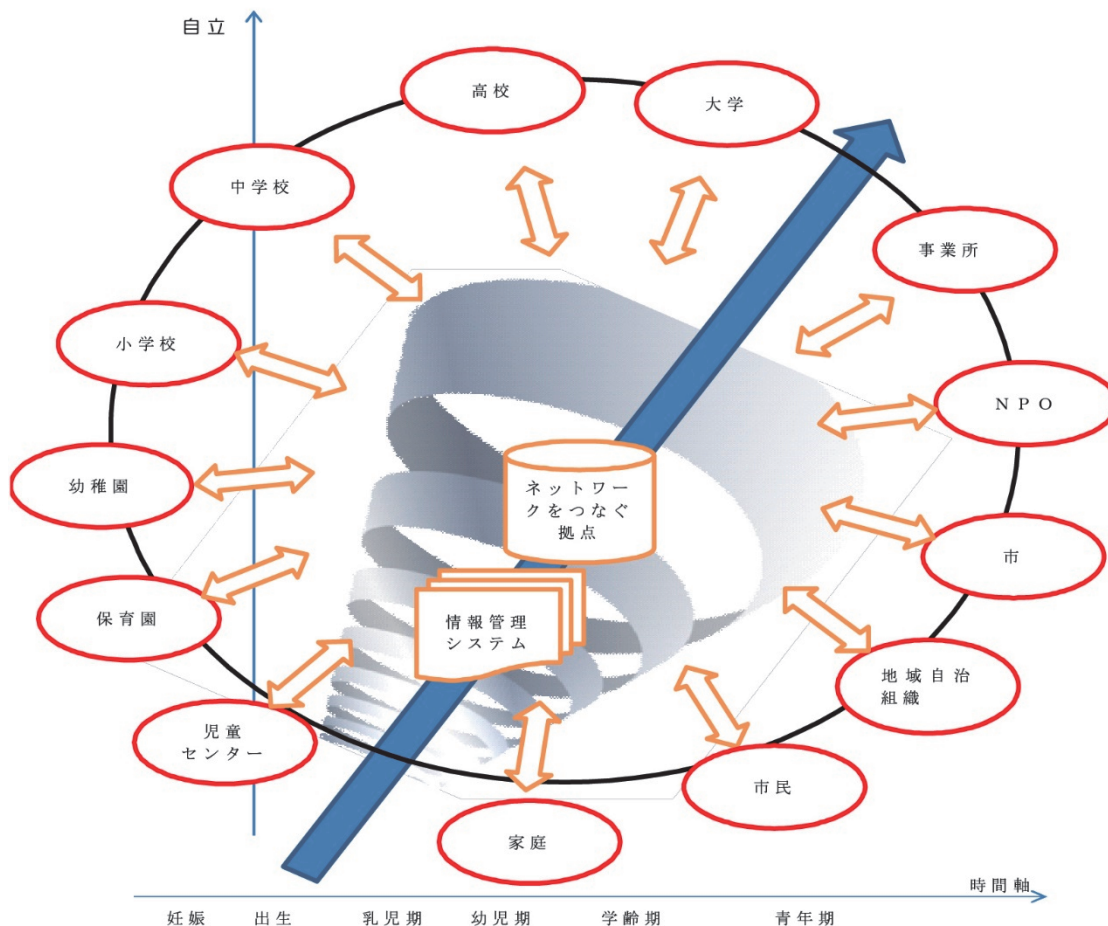
イ 一体性・連携についての工夫・具体例

※保健師に子ども・子育て総合相談室、健康増進課相互に兼務辞令が発令

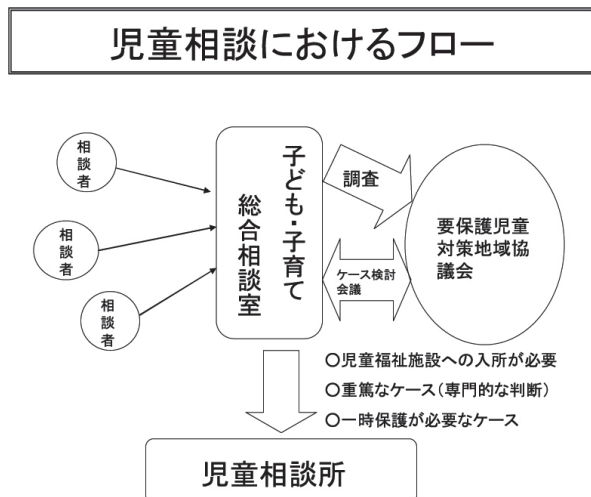
※児童自立支援システム（子どもの情報データベースシステム）の共有

発達（自立）支援システム（イメージ） *らせん状の成長に伴う圏域の拡大をイメージ

子どものライフステージに対応した切れ目のない支援



(4) 児童相談所との連携



〔児童相談におけるフロー〕

- ① 相談者（近所、家族、保育園、小中学校等々）が解決できない、複雑な課題が絡み合っている、どこに相談していいかわからない時点で相談室に相談する。
- ② 相談室は情報収集等を行いアセスメントし援助方針を決める。
- ③ 必要に応じてケース会議を開催
- ④ 児童福祉施設の入所が検討される場合

(5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

子ども相談Gが、家庭児童相談室、要保護児童対策地域協議会調整機関、市町村子ども家庭総合支援拠、子育て世代包括支援センターの一部の機能を担っている。

イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

ケース会議を軸としたこまめな情報交換と情報共有

(6) 相談室、親子交流スペース、事務室等

子ども・子育て総合相談窓口



子ども・子育て総合相談室



福祉健康センター



相談室は福祉健康センター内に設置されており、健康増進課、社会福祉協議会、地域子育て支援センターがあり連携しやすい環境にある。また、個別相談室も最高4部屋整備されている。

4 研究チームからのコメント

越前市では、平成25年度に設置された子ども・子育て総合相談室が支援拠点を担うとしている。支援拠点としての4業務に関して、相当の積み上げがあるように思えた。この拠点としての重厚さについて尋ねると、従前越前市では、児童養護施設を直営で行っていたもののこの児童養護施設を民営化するに伴い、そのノウハウと人材を支援拠点側に配分できた点を理由の一つとしてあげていた。支援拠点を一から作ろうとする自治体からはうらやましい出発であるといえる。

ただし、支援拠点としての機能は、瞬間風速値でよいものではなく、維持・継続が重要である。その意味では、人が変わっても体制のレベルを維持・向上できるように、相談の受け方、初期調査から見立て、ケースワーク、支援、関係機関との連携など、定例的に組織としてどう対応するのかについて、チームでの共有がなされているように見えた。室長がチームを統率しマネジメントをしっかりと行っているため、個々の相談員が相談・ケースワークに専念できていると感じた。

情報収集・共有の点で他の自治体に参考になる取り組みとして1点あげておくと、母子保健部門及び学校との連携のみでなく、税部門、福祉事務所及び水道部門との情報収集・共有の運営が行われているのは特徴的である。

なお、後日談であるが、どの自治体でも、支援拠点をどの組織の所掌とするのか、そして、支援拠点は機能設置とはいえ、物理的にどこの組織・建物におくのかはその機能を十分果たすために重要な関心事である。越前市は、大きな組織改正を控えており、現時点で支援拠点としてハード・ソフトが充実している組織をより関係機関との連携を充実させる方向に持って行けるのか、注視したい。

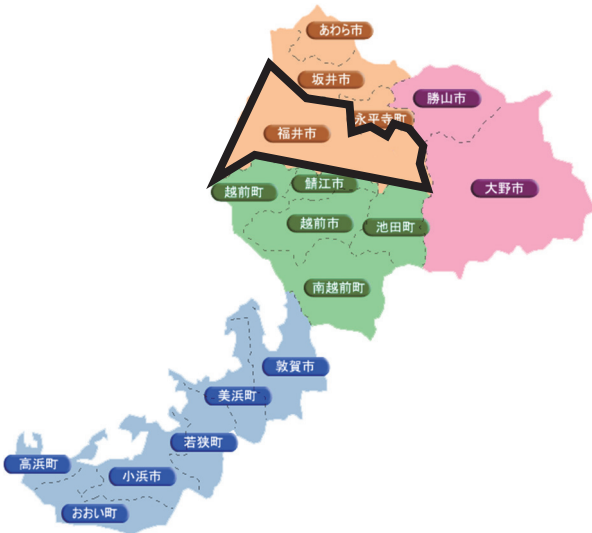
研究代表 鈴木秀洋

福井県福井市ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：平成 30 年 10 月 29 日

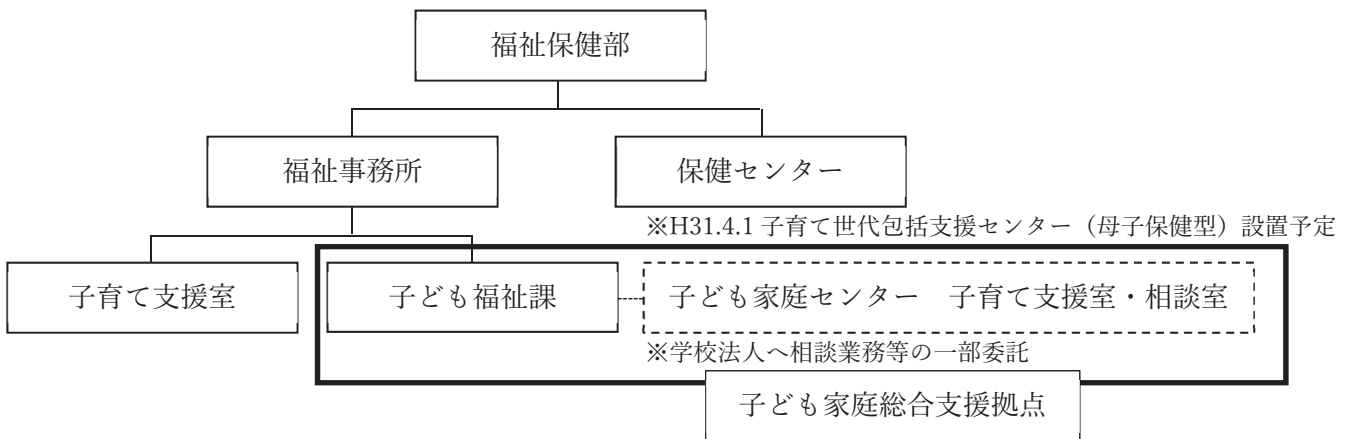
1 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）



- ② 面積：536.41km²（東経 136° 13' 10"、北緯 36° 3' 51"）（平成 27 年 10 月 1 日現在 国土地理院）
- ③ 人口：264,316 人 103,245 世帯（平成 30 年 10 月 1 日現在）
- ④ 児童数：42,229 人
- ⑤ 類型：中規模型

2 自治体の組織図（一部抜粋、平成 30 年 4 月 1 日現在）



【子ども福祉課内組織図】

- 企画係…ひとり親家庭、子どもの貧困 など
- 子ども支援係…児童虐待相談、女性相談（DV）、要対協 など
- その他（医療係、手当係）

3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

(1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）

相談種別		H27 年度	H28 年度	H29 年度
児童虐待相談		14 件	44 件	25 件
内 訳	身体的虐待	7 件	32 件	10 件
	心理的虐待	2 件	4 件	8 件
	性的虐待	0 件	1 件	0 件
	ネグレクト	5 件	7 件	7 件
その他相談 （うち子ども家庭センター受付分）		273 件 (107 件)	424 件 (128 件)	673 件 (220 件)
児童相談 総計		287 件	468 件	698 件

※ 児童相談所とは月に1回の会議を行うなど、日常的な連携を行う中で事案ごとに主に対応する機関を決めており、お互いに書面による事案送致は行っていない。

イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての4業務（実情の把握、相談対応、総合調整、調査・支援及び指導等、他関係機関との連携）遂行上の特徴として、下記のとおり、「子ども家庭センター 子育て支援室・相談室」の業務を学校法人へ委託している。

①子育て支援業務

子育て相談（18歳までの子どもの相談、問題解決に必要な包括的な支援）、子育てママダイヤル（主に乳幼児期に関する専用電話相談）、弁護士及び小児科医による専門相談（月1回ずつ）

②子育て支援に係るコーディネート業務

虐待に至るまでのケースや養護相談等の軽微なケースに関する進行管理、ケース会議等の関係機関間の調整（議事録作成を含む）

③児童虐待防止普及啓発事業

日常的な普及啓発、ホームページ等による情報提供、講演会等の開催

(2) 職員配置等（平成30年4月1日現在）

①子ども福祉課

〔虐待対応専門員〕社会福祉士4名、保育士2名、保健師2名

②子ども家庭センター 子育て支援室・相談室

【子育て支援・子育て相談事業として委託実施（委託期間：平成29年度から平成31年度まで）】

〔子ども家庭支援員〕事業責任者（元児童相談所職員）1名、社会福祉士2名、保育士4名

〔心理担当支援員〕臨床心理士3名

※上記以外に臨時職員（有資格者）を含めて、常時必要である職員数を配置している。

(3) 保健部門との一体性・連携

平成 31 年 4 月 1 日に保健センター内に子育て世代包括支援センター（母子保健型）を設置予定である。現在、子ども福祉課（子ども家庭センター）と保健センター、利用者支援事業（基本型）を行っている子育て支援室及び関係機関との間で、様々な事例について連携し対応しているが、今後は、相互の役割に即したより効果的な連携のあり方を協議しながら、一体的で継続的な支援を強化していく。

(4) 福井県総合福祉相談所（中央児童相談所）との連携

- ・児童相談所には、要対協において年 1 回ずつ開催している代表者会議及び実務者会議への参加を依頼しているほか、毎月開催している実務者運営会議への参加も依頼している。
- ・実務者運営会議は、児童相談所、子ども福祉課及び子ども家庭センターからなる三者会議を偶数月に開催し、同三者に加えて、生活保護、障害福祉、保育園等の子育て支援、母子保健及び学校教育の各所管課からなる八者会議を奇数月に開催している。
- ・三者会議においては、重症度や緊急度などから判定するケース格付（5 段階：A A・A・B・C・D）や主担当機関の見直し、ケースの進行管理状況の確認などを行っており、八者会議においては、ケースの終結等の判断や処遇困難ケースの支援検討、要対協における課題の検討などを行っている。
- ・主担当機関については、三者会議における機関のいずれかが担うこととしており、虐待相談に関しては、児童相談所又は子ども福祉課が担当し、特にケース格付が高い虐待事案に関しては、児童相談所が担当している。
- ・児童相談所とは密に連携しており、福井市において把握した虐待事案に関しては、全件共有できるよう、常に児童相談所へ連絡し対応している。
- ・虐待以外の事案についても、重症度や緊急度の高い事案などは児童相談所へ連絡し、事案によっては児童相談所の判断及び指導の下で対応している。
- ・虐待等の相談に関する対応の漏れや遅れがないように、児童相談所との連携を密にできている一方で、両機関における人員不足や職員負担は大きなものとなっていることが課題となっている。

(5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

- ・上記でも示しているとおり、子ども福祉課が要対協の調整機関として議事録を保管している。

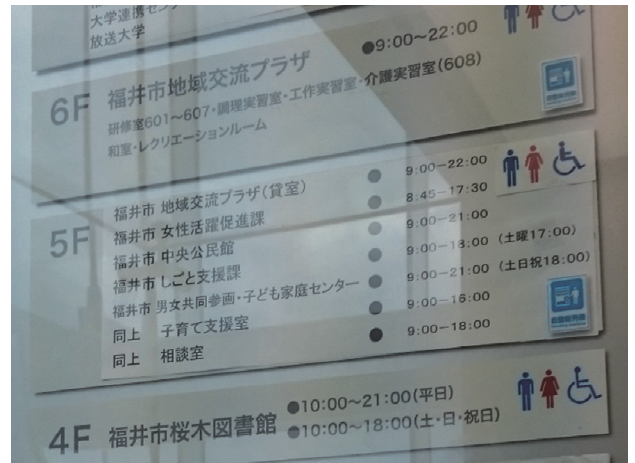
イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

- ・上記の八者会議では、共通のアセスメントシートによって、ケースの見立て認識が統一されている（教育委員会、保健センターでも共用している。）。
 - ・子ども家庭課を中心に、情報共有・関係機関との調整を行うことが関係機関の中で共通認識となっている。そのため、今後、人事異動及び件数増加に関わらず、現在の関係機関との信頼関係を継続することができるかが重要である。
- 要綱の制定や事務分掌の明確化などの体制整備を予定している。
- ・平成 29 年度から関係機関向けの児童虐待防止出張講座（年 30 回程度）を行っているため、軽微な事案であっても早い段階で関係機関から連絡が入るようになっている。

(6) 相談室、親子交流スペース、事務室等



事務室（奥の部屋：専用電話相談スペース）



福井市「AOSSA」案内図



子ども家庭センター内相談スペース（一部）



子ども家庭センター前ひろば

4 研究チームからのコメント

支援拠点としての国の人員配置基準を上回っており、安定した運営がなされている。子ども福祉課についての自治体内での仕事内容の理解が十分されているように思える。

児童相談所との関係においても、物理的距離の近さ等の立地の有利さもあると思うが、虐待案件の全件共有をしていることや、進行管理のみでなくケースの見立てに関しても密な意見交換を行っている。また他の子どもにかかる関係機関との連携に関しても関係八者会議を行い、見立てのずれが起きないようにしている（共通アセスメントとの活用は有効なツールとして機能している。）。今後、中核市への移行（31年4月）と併せて包括支援センター設置を予定しており、包括支援センターの設置により、よりカバーする範囲が広く厚みが出るものと考えられる。より重なり合う部分についての役割分担について協議を重ねていくことになる。

他に、福井市の特徴としては、拠点4業務の一部を学校法人へ委託している点があげられる。この点、実際の仕事に関しては委託業者との間で役割分担についての認識のずれや、間隙が生じないか、突っ込んだ質問を繰り返したが、よりポピュレーションアプローチを徹底するために、なんでもありの相談を広く委託し、そのスクリーニング後を市の子ども福祉課に繋がるという流れがうまく機能しているようである。委託学校法人の力量の高さを感じた（実際、委託学校法人の担当者は、行政の児

童福祉部門を長く経験している者であり、子ども相談の専門的知見を高く有している。)。最初の見立てがきちんと引き継がれることで、後の引き継いだ機関が安心してケースワークに取り組めるということで、最初のファーストコンタクト機関の重要性を再認識させられた。福井市の場合は委託の段階で顔が見える関係がそもそも出来ているという状態であったといえるのではないか。その意味では、他の自治体が福井市の事業要綱と同じ形を真似ても直ちにうまく機能するのには疑問もある。かかる委託機関の力量を見極め、ケースを通じての詳細な協議、ルール作りは必要であると考ええる。

しかし、こうした委託例はほとんど見聞されない。他の自治体に支援拠点の運営の一形態として大いに参考になろう。

研究代表 鈴木秀洋

5 担当者

福井市福祉保健部福祉事務所子ども福祉課	課長補佐	縣	留美
福井市福祉保健部福祉事務所子ども福祉課	主査	濱口	勇規
福井市男女共同参画・子ども家庭センター子育て支援室・相談室	室長	安井	弘二
福井市男女共同参画・子ども家庭センター子育て支援室・相談室	副室長	野路	昌美
福井県健康福祉部子ども家庭課家庭福祉グループ	主任	松浦	智恵

ヒアリング調査報告

福井市男女共同参画・子ども家庭センターにおける
子育て支援・子育て相談事業委託仕様書

1 事業及び業務内容

福井市男女共同参画・子ども家庭センターにおける子育て支援・子育て相談事業委託（以下「委託事業」という。）については、福井市男女共同参画・子ども家庭センターの設置及び管理に関する条例、施行規則のうち、子育て支援室及び相談室に関する定めのほか、子育て支援・子育て相談事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、次のとおり行うものとする。

- (1) 子育て支援事業
 - ① 福井市地域子育て支援拠点事業実施要綱等に基づいた事業を実施する。利用時間は、午前9時から午後4時までとする。
 - ② 子育て支援業務
 - (イ) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を行う。
 - (ロ) 育児不安等の相談指導を行う。
 - (ハ) 子育てを通して、親も成長してもらう子育てのための支援を行う。
 - (ニ) 子育てサークル等の形成に対して支援を行う。
 - (ホ) 子育て講座等を開催する。
 - (ヘ) 高齢者や地域学生等の地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組を行う。
 - (キ) その他、子育て支援業務に必要な事項を行う。
 - ③ 子育て支援コーディネート業務
 - (イ) 市が実施する子育て支援事業及びその他の子育て支援サービスに関する情報提供等を行う。
 - (ロ) その他、子育て支援サービスに関する相談に応じ、必要な助言を行う。
 - (ハ) その他、子育て支援コーディネート業務に必要な事項を行う。
- (2) 子育て相談事業
 - ① 家庭関係、子育て及び子どもに関する各種相談（児童虐待の相談対応含む）を次のとおり実施する。
 - (イ) 子ども（0から18歳）に関する気がかりなことについて相談及び問題解決に必要な包括的支援を行う。
 - (ロ) 相談時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、必要に応じて時間外の対応を行う。
 - (ハ) 相談方法は、電話相談、面接相談、訪問相談とし、緊急時の対応が必要な場合は必要な支援を行う。
 - (ニ) 電話相談は、子どもに関する電話による相談を受ける。
 - (ホ) 面接相談は、必要な場所を確保し、面談による相談を行う。
 - (ヘ) 訪問相談は、相談者等の求めもしくは市（以下「委託者」という。）から依頼があったときには速やかに協議し、必要に応じて訪問を行う。
 - (キ) 各関係機関との連携を行い、緊急時等にも対応できるようにする。
 - (ク) 児童虐待に関する相談を受け付けた場合には、必要な支援を行う。

(イ) 相談記録を整備し、毎月終了後10日以内に、前月の相談の実施状況等を委託者に報告する。

② 子育てママダイヤル

- (イ) 子ども（乳幼児期）の子育てに関する相談（基本的な生活習慣、発育、発達、子育ての不安）を受け付け、適切な支援を行う。
- (ロ) 相談時間は、午前9時から午後8時までとする。
- (ハ) 相談方法は、電話での相談とする。
- (ニ) 児童虐待に関する相談を受け付けた場合は必要な支援を行う。
- (ホ) その他、子育てママダイヤル業務に必要な事項を行う。
- (ヘ) 相談記録を整備し、毎月終了後10日以内に、前月の相談の実施状況等を委託者に報告する。

③ 専門相談

- (イ) 弁護士による専門相談を月1回以上、決められた曜日に予約制で行う。
- (ロ) 小児科医による子育て講座を月1回以上開催する。また、同日に個別相談会を行う。
- (ハ) その他、専門相談業務に必要な事項を行う。
- (ニ) 相談記録を整備し、毎月終了後10日以内に、前月の相談の実施状況等を委託者に報告する。

④ 福井市要保護児童対策地域協議会に関する業務

- (イ) 福井市要保護児童対策地域協議会の構成機関を担うこととする。なお、要保護児童対策地域協議会に関する業務については、以下とする。
 - ・ 相談業務等を行う各関係機関と連携を図り、委託者から依頼があった時点で、必要に応じて、担当者会議及びケース検討会に参加し出席する。
 - ・ 福井市要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会に参加した際は、会議後5日以内に、議事録を委託者へ提出する。
 - ・ 児童虐待および児童虐待の疑いがある相談に応じた際は、速やかに委託者へ連絡し、経過をその都度書面で報告する。
 - ・ その他、要保護児童対策地域協議会の構成機関として必要な業務を行う。

⑤ 個別ケースワーク業務

- (イ) 委託者から委託を受けた養護相談等の軽微なケースについて、電話相談や家庭訪問を行う。
- (ロ) 児童虐待防止に関する普及啓発事業
 - ① 市と協働し、児童虐待防止に関する普及啓発事業を行う。
- (ハ) 情報提供等事業
 - ① 子育て支援及び相談に関して、パソコン及びスマートフォン向けホームページ、情報誌等で積極的に情報提供を行う。
 - ② ホームページ及び情報誌等の内容については、委託者と協議するものとする。
- (ニ) 講演会等開催事業
 - ① 子育て支援及び子育て相談に関して講演会等を開催する。
 - ② その他
 - ① 相談業務の専門性の向上を図るため、研修会等へ参加する。

2 実施施設

実施要綱第3条に基づき、福井市男女共同参画・子ども家庭センターの子育て支援室・相談室（以下「子育て支援室・相談室」という。）で実施する。

3 職員の配置等

この事業の職員配置等については、次の職種の職員を配置するものとする。

- (1) 事業責任者
事業責任者を1名配置すること。（必ずしも要件とはしないが、臨床心理士及び社会福祉士等並びに同等以上の能力を有するものと認められる職員が望ましい）
事業責任者は、下記子育て支援事業を行う職員及び相談事業を行う職員不在時や困難事例への対応などについて、バックアップできるよう配慮すること。
- (2) 子育て支援事業を行う職員
子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施及び子育て支援コーディネートを専門に行う職員並びにその補助的業務を行う職員を常時2名以上置く。
これらの職員は、児童の育児、休育に関する相談指導等に必要知識、経験を有する保育士等であることとする。
- (3) 子育て相談事業を行う職員
相談室の各種相談等の業務を行うために、社会福祉士、臨床心理士及びこれらの有資格者と同等以上の能力を有する児童福祉分野、教育分野、又は、障害福祉分野の施設等において経験年数が2年以上ある職員を常時3名以上置く。そのうち、1名以上の社会福祉士（週40時間勤務する者とする）、1名以上の臨床心理士を配置する。継続相談に対応できるよう、職員配置には十分留意しなければならない。
※上記のほか、必要があると思われるときは、これらの職員以外の職員を配置することとができるものとし、すべての職員はお互い協力してその業務に当たるものとする。

4 留意事項

事業の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 市民の利用度の高い時間に対応できる体制をとるよう配慮するものとする。
- (2) 利用者等の意見や要望の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。
- (3) 実施要綱の精実な実施に努める。
- (4) 児童、家庭、地域住民その他からの相談に応じる場合には、必要に応じ、訪問等の方法により積極的に児童及び家庭等に努める。
- (5) 休日及び夜間等の緊急の相談等に迅速に対応できるよう、あらかじめ、必要に応じ市、県等の関係機関との調整を行う。
- (6) 各種業務を行うにあたっては、正当な理由がなく、職務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (7) 訪問相談に迅速に対応するため、自動車等の交通手段を確保する。

5 委託期間

当該委託事業の委託期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする

る。

6 貸与品等

- (1) 委託者が受託者に貸与し、又は支給する実施事業に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、規格は、別表のとおりとする。
 - (2) 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、遅滞なく委託者に受領書又は借借書を出しなければならない。
 - (3) 受託者は貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - (4) 受託者は、委託期間が満了した場合は、委託期間中であっても仕稼書の変更等によって不要となった貸与品等がある場合には、不要となった貸与品等を速やかに委託者に返還しなければならない。
 - (5) 受託者は、貸与品等が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- ## 7 費用負担
- 実施要綱第4条に基づき、子育て支援室・相談室で事業を実施する場合の委託者、受託者の費用負担は次のとおりとする。
- (1) 子育て支援室・相談室で事業を実施する場合にかかる電気料金、水道料金、ガス料金、電話料金（固定電話）は委託者が負担する。
 - (2) 備え付けの備品の修繕並びに取り替え等については、受託者の故意・過失によるもの以外は、委託者が負担する。
 - (3) 子育て支援室・相談室の清掃業務にかかる費用については、委託者が負担する。
 - (4) その他に発生する経費については、受託者が負担する。
 - (5) 経費により物品（定価10,000円以上の物品とする）を購入する場合は、購入前に委託者へ物品購入の理由も含め報告する。

8 事業計画書

- (1) 受託者は、4月1日（その日が男女共同参画・子ども家庭センターの休所日である火曜日）に当たるときは、その翌日とし、委託者があらかじめ相当の期間を定めて別の期日を指定した場合には、その日）までに、当該事業年度の委託事業に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を委託者に提出しなければならない。
 - ①委託事業の体制
 - ②委託事業の実施計画
 - ③前2号に掲げるもののほか、委託者が指定する事項
- (2) 委託者は、事業計画書が提出されたときは、その内容を審査し、必要な指示をすることができる。

9 事業報告等

- (1) 受託者は、事業年度終了後30日以内に、業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。
 - ①委託事業の実施状況

た、当該措置に要した費用を負担しなければならぬ。

15 損害賠償

(1) 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を賠償しなければならない。

① 受託者が事業実施を行う上で、委託者又は第三者に損害を与えたとき。

② 受託者の責めに帰すべき事由により、委託契約が解除された場合において委託者又は第三者に損害が生じたとき。

(2) 受託者が委託事業を行うのに際し、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合において、委託者が当該第三者に対して損害の賠償を行ったときは、委託者は、受託者に対して当該賠償した額の全部又は一部を求償することができる。

16 秘密の保持等

受託者は、委託事業を実施するに際し、福井市個人情報保護条例を遵守し、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

17 重要事項の変更の届出

受託者は、定款、所在地及び代表者等の変更を行ったときは、遅滞なく委託者に届出なければならない。

18 書類の提出

受託者は、委託事業を行う上で、必要な諸規則及び実施体制を整備し、これに届出なければならない。

19 仕様書の改定

実施事業に關し、事情が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、協議の上、この仕様書を改定することができる。

20 協議

この仕様書について疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項については、協議の上、定めるものとする。

② 委託事業の利用状況

③ 前2号に掲げるもののほか、委託者が指定する事項

(2) 受託者は、毎月終了後10日以内に、前月の利用者数、相談記録等を委託者に報告しなければならない。

(3) 受託者は、運営委託事業に係る記録を整備し、委託者が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

10 報告義務

(1) 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託者に対し、必要な事項を報告しなければならない。

① 事業を適正かつ簡実に実施することができないと認めるとき。

② 法令の規定、条例、実施要綱又はこの仕様書その他これに類するものに記載された条件に違反したとき。

③ 実施事業を遂行することに関して、不正の行為があったとき。

④ 前3号に掲げる場合のほか、事業実施を継続しがたい事由が認められるとき。

(2) 受託者は、実施施設又は実施事業の利用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行うとともに、速やかに委託者に報告し、その指示に従うものとする。

11 事業開始準備

受託者は、事業開始日に先立ち、本事業の実施に必要な資格者及び人材を確保しなければならない。

12 権利等の譲渡の禁止

受託者は、事業実施に關して生じた権利又は義務を他人に譲渡してはならない。

13 第三者による実施

(1) 受託者は、事前に委託者の承諾を受けた場合を除いて、実施事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受託者が実施事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、すべて受託者の責任及び費用において行うものとし、実施事業に關して受託者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて受託者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、受託者が負担するものとする。

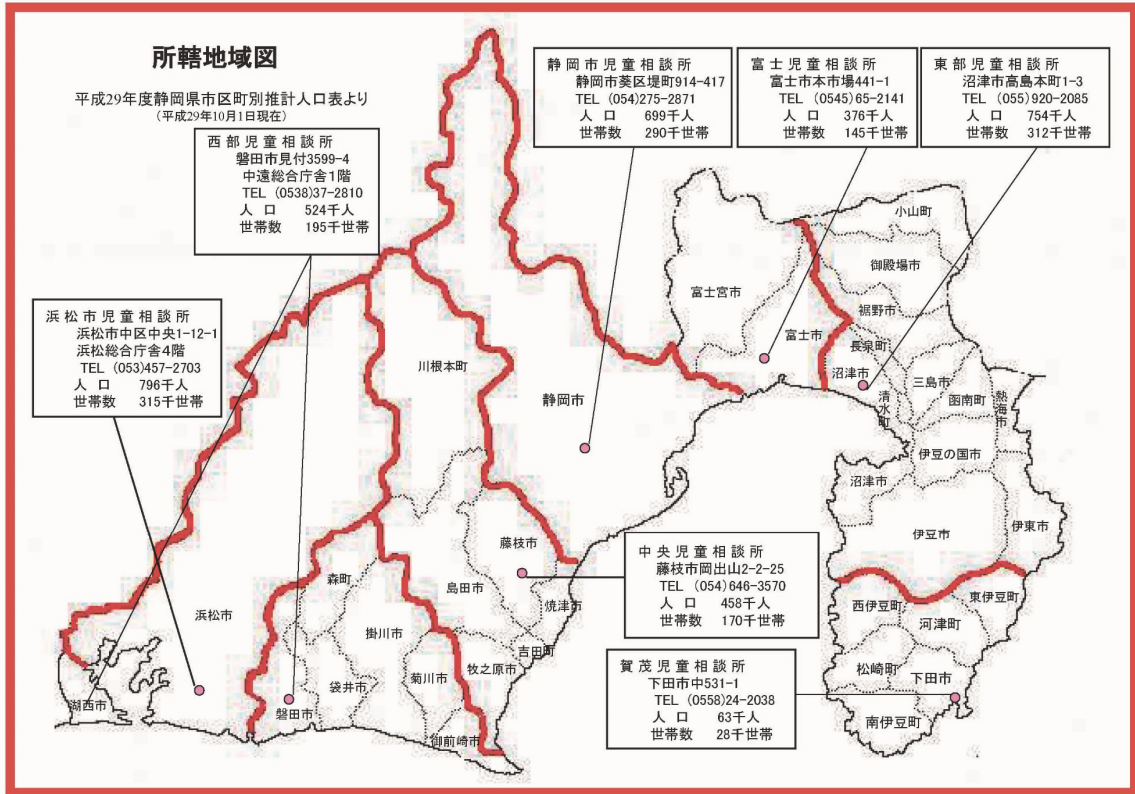
14 原状回復義務

(1) 受託者は、委託期間が満了したとき、又は契約が解除され、若しくは期間を定めて委託事業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その実施施設及び貸与品等を速やかに原状に回復しなければならない。

(2) 前項の場合において、受託者が正当な理由なく相当期間内に当該実施施設及び貸与品等を原状に復さないときは、委託者は、受託者に代わって当該実施施設又は貸与品等を原状に回復するために必要な措置をとることができるものとする。この場合において、受託者は、委託者の当該措置について異議を申し出ることができず、ま

静岡県

1. 児童相談所の管轄区域



2. 子ども家庭総合支援拠点の設置状況

設置済み(2019年3月現在)	熱海市、伊東市、富士市、焼津市、藤枝市、袋井市
今後の設置予定	伊豆市、沼津市、富士宮市、島田市、牧之原市、磐田市
設置を検討中	下田市、裾野市、函南市、菊川市

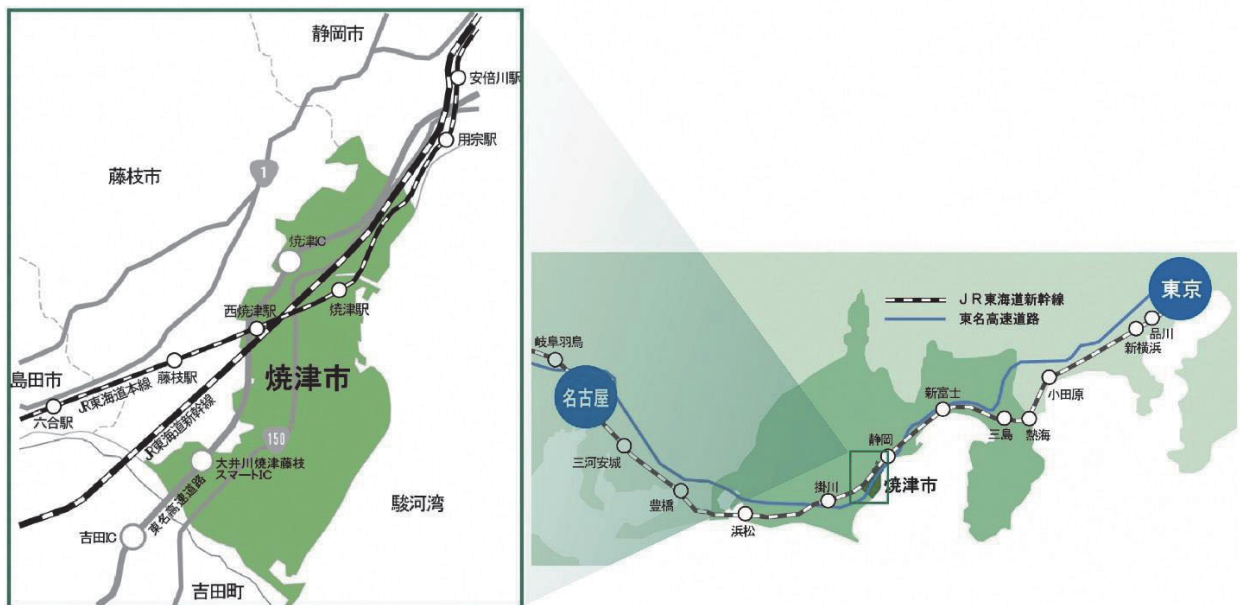
静岡県焼津市ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：平成31年2月7日

1 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）

焼津市は、東京から西へ約193キロメートル、名古屋から東へ約173キロメートル、京浜・中京のほぼ中間に位置します。その玄関口として JR 東海道本線に「焼津」と「西焼津」の2駅、東名高速道路には焼津 IC と大井川焼津藤枝スマート IC があります。静岡県の中央部で、北は遠く富士山を臨み、高草山（501メートル）、花沢山（449メートル）などの丘陵部を境に県都静岡市に接し、東に駿河湾を臨み、西南は一望に広がる大井川流域の志太平野で、西に藤枝市、大井川を挟んで吉田町と島田市に接しています。



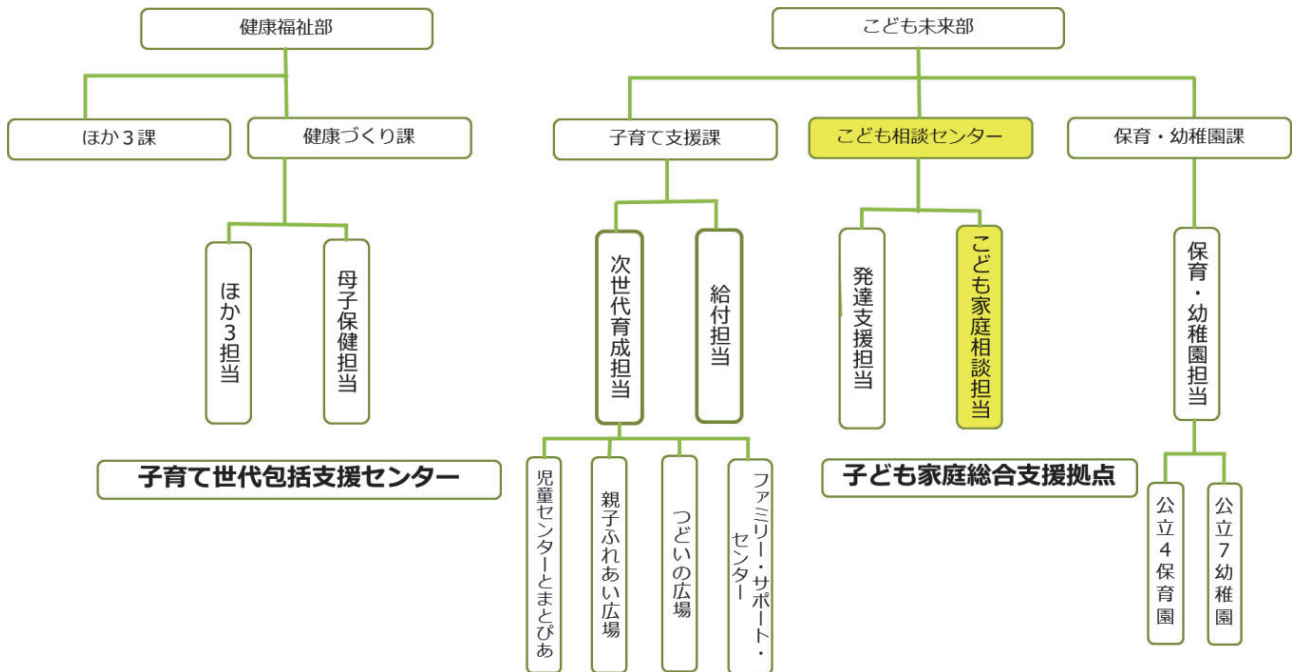
②面積：70.31 平方キロメートル

③人口：139,876 人（平成30年12月末）

④児童数：21,494 人（〃）

⑤類型（小規模等）：小規模C型

2 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

(1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
187 件	212 件	135 件

イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての 4 業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

虐待事案の通告先については、発見後速やかに当センターにさせていただき、毎年度当初に各機関を訪問してお願いしています。通告を受け付けた後には、アセスメント（家族状況、子どもに関わっている各機関（学校・幼稚園・保育園・保健センターなど）への調査及び聞き取りなど）を直ちに行い、緊急受理会議を開催して対応方針を決定しています。また、児童相談所とも緊密に連携を図りながら、保護者への指導を行っています。そして、その後も関係機関での家庭の見守り依頼や子どもや保護者との定期的な面接を継続するなどして、継続的な支援をしています。

(2) 職員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）

本市のケースワーカーは、教員2人を教育委員会から派遣してもらっています。

また、その他の嘱託職員についても、社会福祉士、臨床心理士などの有資格者を採用しています。

(3) 保健部門との一体性・連携

ア 子育て世代包括支援センターの設置について（有無・年度）

健康づくり課に子育て世代包括支援センター（母子保健型）を本年度から設置しています。

イ 一体性・連携についての工夫・具体例

健康づくり課は別庁舎となるため、連携が難しい環境にあります。常に連絡を取り合うとともに、毎月「母子保健連絡会」を開催して個別のケースごとに対応について協議を行い、統一した支援方針が図れるように連携強化に努めています。

(4) 児童相談所との連携

児童相談所と当センターの職員が協働でケース対応に当たったり、個別ケース検討会議等を含めて情報共有をしたりするなど、「連携すること」を常に意識しています。またケース対応において、情報共有を図り、当センターの対応方針に対するアドバイスをもらうことも多々あります。

※本年度から、児童相談所職員が市を訪問して、個別ケースについてアドバイスを受ける取り組みが始まりました。

(5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

当センターは、支援拠点であるとともに要対協調整機関も担っていることから、一貫した方針に基づく対応がとれていると考えています。

イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

当センターに教員が派遣されていることもあり、教育委員会との連携はスムーズに行われています。また、個別ケース検討会議では、学校、教育委員会、健康づくり課、病院、児童相談所など、関わっている関係機関の参加を依頼し、対応について協議をしています。

実務者会議では、下記の関係機関に参加をいただいています。

<児童相談所、警察、学校関係、当市健康福祉部（地域福祉課、健康づくり課）、当市教育委員会（学校教育課、SSW、巡回相談員、社会教育課）、市立総合病院、市校長会、児童養護施設、福祉会（生活支援センター）、保育園協会、私立幼稚園協会>

(6) 相談室、親子交流スペース、事務室等



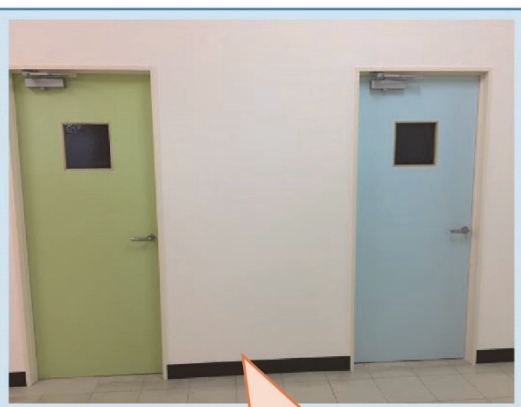
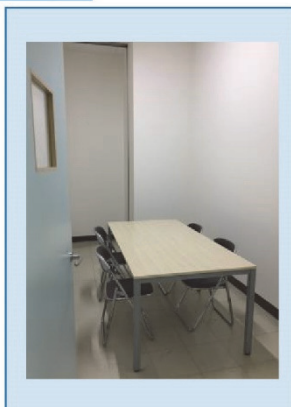
＜受付窓口＞

温かみがありつつも、虐待予防を意識したオレンジカラーに。目隠しのパーテーションを設置し、プライバシーにも配慮。相談者の方が声掛けしやすいよう、呼び出しボタンを設置。

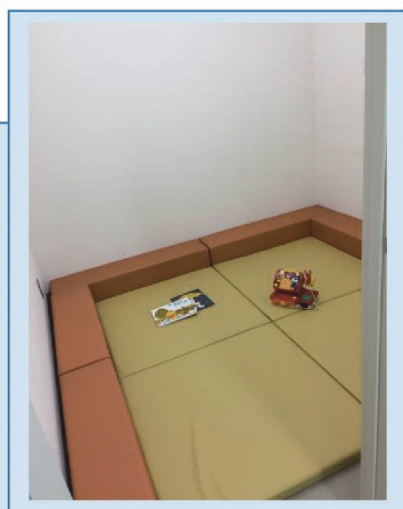


＜相談室＞

相談室は3部屋あり、急な来訪者にも対応できます。職員の執務室は、中央の壁を取り、明るく話しやすい空間に。



相談室のドアは、子どもにもわかりやすい色に



＜親子交流スペース＞

- 親子でくつろぎ、話し合うことができます。
- 子どもが遊びながら、飽きずに相談することで、普段の様子が現れやすく、またゆっくり相談できます。

4 研究チームからのコメント

焼津市の現時点での拠点機能は、仕事の流れ等もルール化し、職員レベルとしても安定期にあるのではないかと思われた。具体的特徴としては、教育員会との連携の強固さがあげられる。現役の教員を市の子ども福祉部門である支援拠点のケースワーカーに派遣する制度設計をしている焼津市のような自治体の例をみない（OBの例はある）。こうした制度的な人事交流は、学校教育（教員）側にとっても、子ども福祉の現場にとっても、双方がよって立つ理念や方針の理解が深まるとともに、双方にとって、もともとの自分のバックグラウンド（組織）に戻った時に、教育と子ども福祉双方の連携が真の意味で深まる形となろう。利点を説く声はこれまでも挙げられるが、現実には教員不足等によりなかなかできない人事交流といわれてきただけに、メリットの方が大きいと判断し続けられているようである。

一方包括支援センター等の母子保健部門との一体性・連携が気になる所である。物理的にも別庁舎であり離れていることと、部が異なるためである。その点については、母子保健連絡会等を常時開いており、密な協議と見立て合わせを行っているとのことであった。

また、前述した教育委員会との強固な関係作りの反面、比較相対的に、チーム内での心理面・保健面での見立ての弱さはないのかについて質問してみた。この点、子ども相談センター、いわゆる拠点組織では、子ども家庭相談担当と併せて発達支援担当を取り込んでおり、同じチーム内で拠点として活動しており、そうした心配はクリアされているようであった。実際私がセンターを訪ねに行った日も同行訪問をしているところであった。

最後に相談が受けやすいスペースの確保の点に関して、焼津市では相談者のプライバシーをどう確保するのかについて、受付窓口の配置、コンタクトの取り方、相談室の位置関係の配置など、非常に工夫・考慮しているのが心に残った。

研究代表 鈴木秀洋

静岡県袋井市ヒアリング調査報告

1 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）



② 面積：108.33km²

③ 人口：87,938 人

④ 児童数：15,905 人

⑤ 類型（小規模等）：小規模 B 型

2 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

別添参照

3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

(1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）

平成27年度 延217件

平成28年度 延239件

平成29年度 延564件

イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての4業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

- ・情報が入った時点で、できる限り48時間以内の早期対応を心掛けている。
- ・導入から終結まで、とにかく丁寧に対応することを心掛けている。

(2) 職員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）

虐待対応専門員1人、家庭支援員4人

専門職員として正規職員の保健師2人を配置。

家庭支援員のうち3人は家庭児童相談員と兼務。教員資格を有するため、特に小学生から高校生年齢までの児童の対応及び家庭支援、学校との連携などには非常にたけている。

支援拠点の職員が家庭児童相談室と市役所内の2か所にいるため、相談業務だけではなく、各種手続きなどで市役所に来庁した際にも必要に応じ対応が可能である。

(3) 保健部門との一体性・連携

ア 子育て世代包括支援センターの設置について（有無・年度）

保健センターに設置（平成28年5月～）

イ 一体性・連携についての工夫・具体例

保健センターが主催するハイリスク検討会への参加及び随時保健センターからの相談が入ってくるので、そこで情報の共有化を図り、連携体制を整えるようにしている。

(4) 児童相談所との連携

児童相談所に送致したケースなど、児童相談所が主担当となっているケースについて、どこまで市が拠点として介入していいのか、迷うことが多い。

（やりすぎてしまっていることがあるような気がする）

常に担当の児童福祉司と連絡を取り合い、その家庭への支援について共有・検討などを図るようにしている。

(5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

要対協調整機関として、関係機関との情報を共有するとともに、顔がみえることで関係性が良好になることから連携を図りやすくなるなど、調整機関であることのメリットが支援拠点として活動するうえで非常に優位に働いてくれていると思う。

イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

行政内の関係部署とはできるだけ顔を合わせて話をする、外部の関係機関とも電話などでやりとりする、必要があれば出向いて話をする等して連絡を密にしている。

(6) 相談室、親子交流スペース、事務室等



4 研究チームからのコメント

直接現地においてヒアリングを行っていないが、県主催の支援拠点設置ワークショップにおいて、質疑・意見交換を行うことにより現状を伺うとともに、他の自治体の参考のために報告資料の提出をお願いした。

研究代表 鈴木秀洋

静岡県藤枝市ヒアリング調査報告

1 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）



② 面積：194.1km²

③ 人口：145,550人（H30.12末）

④ 児童数：18歳未満 23,104人（ 〃 ）

⑤ 類型（小規模等）：小規模C型

2 自治体の組織（拠点機能を組織図に位置付け）

「藤枝市子ども家庭総合支援拠点事業実施要綱」（平成29年4月1日制定）に定める事業は、健康福祉部子ども家庭課にて実施する。

健康福祉部 (福祉事務所)	福祉政策課	福祉政策係、地域福祉係、事業所指導係	
	自立支援課	障害者総合支援係、障害福祉係、生活福祉係、自立生活サポートセンター担当	
	児童課	子育て政策係、保育推進係、子育て応援係、訪問支援担当、前島保育園、岡部あさひな保育園、岡部みわ保育園、発達教育担当、前島子育て支援センター担当、あさひな子育て支援センター担当、きすみれ子育て支援センター担当、高洲子育て支援センター担当、青島北子育て支援センター担当、藤枝子育て支援センター担当	
	子ども家庭課	家庭児童相談係、家庭児童相談担当、子ども支援給付係	
	子ども発達支援センター	発達支援係	
	介護福祉課	長寿係、保険係、認定係	
	地域包括ケア推進課	地域支援係、医療・介護連携係	
	国保年金課	国民健康保険税係、国民健康保険給付係、後期高齢者医療係、国民年金係	
	健やか推進局	健康企画課	健康企画担当、地域医療担当
		健康推進課	地域保健係、成人保健係、健康支援係、母子保健係

3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

■支援拠点機能の基本的な考え方【藤枝市子ども家庭課】

支援拠点機能は、家庭児童相談室の機能を包含し、その機能を核として支援拠点として機能強化を図ったものとする。

主な機能強化施策としては、○要保護児童対策地域協議会（専門部会）の活用 ○母子健康包括支援センターとの連携 ○教育機関（小中学校・幼保園等）との連携 ○児童相談所との連携・協働 ○多機関連携 ○相談対応能力の向上等が挙げられる。

特に、支援拠点機能としては、資格要件を満たした専門職の確保が第一歩（厚労省による当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の早期開催が早道）であり、面談室等設備については同一建物内の共有面談室等の優先利用（利用簿管理等）で代用できると考える。

その上で、他市町の機能強化施策事例を参考に、各市町に合わせた施策展開を行うことで、支援拠点機能として強化が図れるものとする。

(1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）

児童虐待対応（ケース登録）件数の推移			
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
新規	57	46	103
継続	224	152	111
合計	281	198	214

児童虐待相談件数の推移			
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
件数	1,266	1,156	2,037

（参考）H30.12月末：1,812件

イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての4業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

①

※虐待通告の意識を高めるため、特に子どもの状況を把握できる（子どもと家族に接点がある）市内全ての小中学校、保育園、幼稚園、認定子ども園、子育て支援センター、放課後児童クラブに対して、通告と要対協機能について訪問説明し、担当者と顔の見える関係を構築しておく。（今年度は109施設実施）

※虐待初期対応について出前講座という形で研修を行い、関係機関（保育園等）の虐待発見時の対応能力向上を図る。関係機関との連携強化と情報提供元の対応能力向上により、早期に正確な状況を把握できると考えている。

②

※相談対応能力向上のために非常勤職員も含めて研修参加を推進している。

研修参加状況：H29：61回98延人、H30：65回95延人

(児童虐待・DV対策等総合支援事業補助金、子ども・子育て支援交付金等を活用)

③

※健康管理システム共用（虐待・母子保健・発達）による情報共有。

今年度、教育・障害担当とのシステム共用（システム改修）を実施。

※要対協専門部会（3部会）への虐待担当職員の参加。

④

※ケース対応時には、県作成の「市町村職員のための子ども虐待対応マニュアル」に沿った共通アセスメントシートを用いその後の調査で、今ある情報・必要な情報、リスクを整理し、その後の対応に活かしている。

※傷痕撮影の際に客観的な資料とするために、スケールを導入している。

※処遇検討会議を週1回開催（虐待担当全員）

※虐待部門と教育部門が同一フロアにあり、相互の情報交換を行っている。

※生活困窮者自立相談支援機関（自立生活サポートセンター）が同一建物内（本庁内）にあり、相互の情報交換や相談案内を行っている。

※ひとり親支援部門が虐待担当と同一課内にあり、相互の情報交換を行っている。

※子育て支援施策担当（児童課）が虐待担当課の隣にあり子育て支援センター・保育園・放課後児童クラブ等に係る情報交換を行っている。

⑤

※支援に必要なサービスについて児童福祉に携わる市民と合同で勉強会を行い、実施団体となるNPO法人の立ち上げを支援する。（子ども育成支援事業＝具体的支援手段の一つとして、ネグレクト児を対象に“子どもの第3の居場所”として、送迎付きで宿題・遊び・食事等を提供する世代間連鎖防止事業）

※社会福祉法人の社会貢献事業にメニューを提供する。（こども食堂等）

(2) 職員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）

※「藤枝市子ども家庭総合支援拠点事業実施要綱」を制定し、支援拠点としての資格要件が明確化されているため、人事課との交渉根拠としている。

※「なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認める」研修が行われていないため、早期に開催する必要がある。（但し、受講資格として家庭児童相談員経験年数等の制限は必要と考える。）

※児童福祉司任用前研修は、市町対象者が有資格者となっており、社会福祉主事に関しては、児相に異動したものを対象としており、支援拠点配置職員養成の意図はない。

(3) 保健部門との一体性・連携

ア 子育て世代包括支援センターの設置について（有無・年度）

※平成 28 年度から実施

※子育て世代包括支援センター 母子保健型（妊娠・出産包括支援事業）

イ 一体性・連携についての工夫・具体例

※建物は、虐待・子育て支援担当は本庁、母子保健担当は保健センターにあり別。

組織は、虐待（子ども家庭課）・子育て支援担当（児童課）は健康福祉部、母子保健担当（健康推進課）は、健康福祉部健やか推進局となっている。

※健康管理システムにより虐待部門と保健部門が双方の情報を共有する。

（システムは、虐待・母子保健・発達支援にて共用、H30 教育・障害に拡大）

※要対協専門部会（月 1 回）を虐待・DV 部門と特定妊婦・要支援児部門で一体運営している。

（児童虐待・DV 部会として運営）

※虐待部門に保健師を 2 名配置し、母子保健部門との連携を強化。

※虐待担当と母子保健担当により月 1 回アセスメント会議（特定妊婦・要保護児童・教育支援訪問対象）を実施

※上記アセスメント会議メンバーと子育て支援センター職員による合同専門職研修会を実施（年 3 回）

(4) 児童相談所との連携

（課題）

※児相とのコミュニケーションが課題。虐待ケースの市からの児相への送致受理がスムーズにできていない。一時保護の基準の共有ができていないように感じる。虐待通告を受けてから今後の支援について、見立てを立てるのだが、おおよそ児相が一時保護する基準が理解できると、初期対応から保護を含めた支援を念頭に対応ができる。

※指導措置委託・逆送致に関して市としては、常に意識をしており、児相へも早期の段階での市の介入（同行訪問等）をお願いしている。児相は 189 対応のため件数も多く忙しいため、軽微な案件を早期に市に繋ぐ意識を持つべきと考える。児相の市（支援拠点）に対する考え方が明確になっていないと思われるため、市（支援拠点）に繋げる意識が低いと考える。

（工夫）

※市町申し出により今年度より児相による通告受理・情報収集・ケース検討・処遇に関して、市町訪問研修が実施されている。

※要対協専門部会（月 1 回）において情報を共有している。また、必要に応じて個別ケースについて情報交換を行っている。

※児相との連携について（措置解除前も含めて）強化は今後。

(5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

【藤枝市における要支援・要保護児対策の包括的なネットワーク】

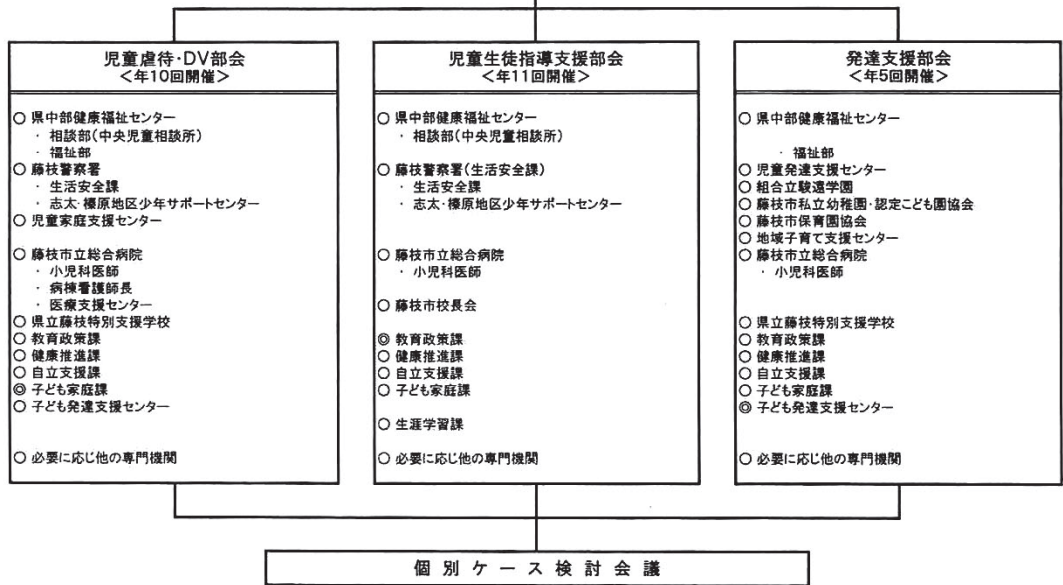
藤枝市における要支援・要保護児対策の包括的なネットワーク

■協議会

藤枝市要保護児童対策地域協議会
— 子どもサポートネット藤枝 —
[平成19年4月設置]

代表者会議
<年2～3回開催>
事務局:藤枝市子ども家庭課
(児童福祉法第25条)

■実務者会議(◎事務局)



※子育て支援センター部門の参加 (H31～)

※要対協主催による教育部門(生徒指導・養護等)との合同研修会の開催

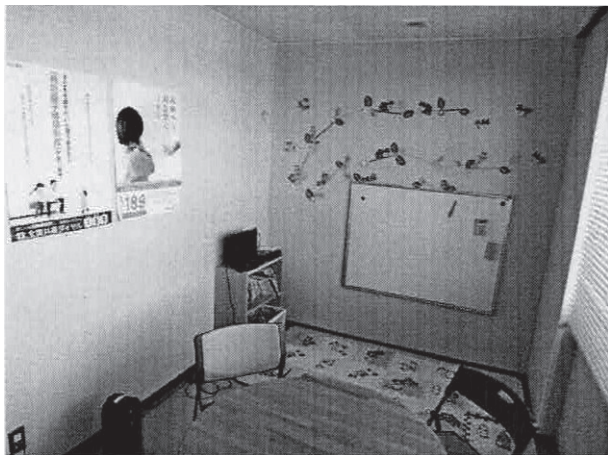
(30年度:性的虐待初期対応のためチャイルドファーストジャパンによるR I F C R研修を実施)

イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

(6) 相談室、親子交流スペース、事務室等

※平成 29 年度組織改革に伴う庁内移転（平成 28 年度末）に合わせて必要な設備を整備

① 親子面談室



② 面接室 1（4 名）



③ 面接室 2（8 名～10 名） 処遇会議・ケース会議等にて利用



④ キッズスペース（事務所スペース一角）



4 研究チームからのコメント

直接現地においてヒアリングを行っていないが、県主催の支援拠点設置ワークショップにおいて、質疑・意見交換を行うことにより現状を伺うとともに、他の自治体の参考のために報告資料の提出をお願いした。

研究代表 鈴木秀洋

静岡県富士市ヒアリング調査報告

1 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



②面積：244.95km²

③人口：254,110人（平成31年1月1日現在）

④児童数：39,939人（平成31年1月1日現在）

⑤類型（小規模等）：中規模型

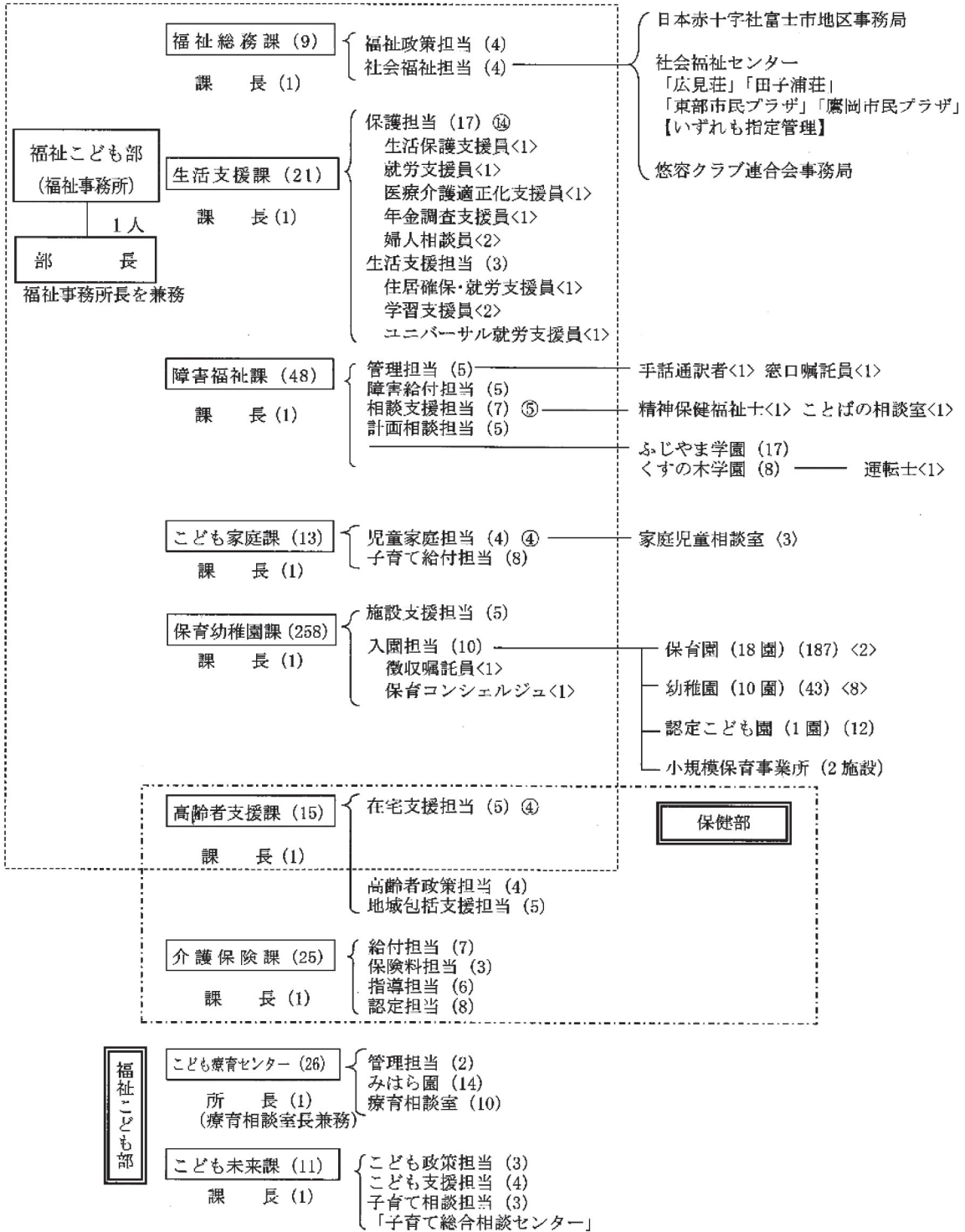
2 自治体の組織図 (拠点機能を組織図に位置付け)

【第1 富士市のあらまし】

2 福祉こども部・保健部 (福祉関係)
福祉事務所の組織

(平成30年4月1日現在)

(凡例)
----- は福祉事務所の機構を表す。
() は正規職員数を表す。
○内 はケースワーカー数の再掲。
< >内は嘱託員数を表す。



3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

(1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談件数<実人数>（人）	151	113	146

イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての4業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

①同じフロアに生活保護担当課、障害児担当課、保育園・幼稚園担当課、子育て世代包括支援センターがあるため、情報交換しやすく、教育委員会との連携も円滑にできていることから、実情の把握がしやすい環境にあり、連携もとりやすい。

(2) 職員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）

- ・拠点整備のため、平成30年度より新たに嘱託心理判定員を採用。
- ・人事異動により、現在障害児施設指導員の経験者がいるため、特徴のある子どもの支援に対する知識が豊富である。

(3) 保健部門との一体性・連携

ア 子育て世代包括支援センターの設置について（有無・年度）

- ・平成30年4月1日設置済み

イ 一体性・連携についての工夫・具体例

- ・隣接することも未来課内子育て世代包括支援センターに保健情報があるので、通報があった場合など、調査がしやすい。
- ・母子保健担当は別の建物にあるが、常に情報交換や家庭訪問の同行等を実施している。

(4) 児童相談所との連携

- ・子どもに関わる機関が通報する場合、児童虐待防止法では、「市町または県」とあり、通報元が混乱する場合がある。これまで、一時保護にいたるような重篤なケースは児相と判断していたが、明確な考え方を示して欲しい。

(5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

- ・現在、家児相が要対協調整機関を担っており、子育て支援拠点も担っている。

イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

- ・今年度からスクールソーシャルワーカーが要対協に加わった。

(6) 相談室、親子交流スペース、事務室等



4 研究チームからのコメント

直接現地においてヒアリングを行っていないが、県主催の支援拠点設置ワークショップにおいて、質疑・意見交換を行うことにより現状を伺うとともに、他の自治体の参考のために報告資料の提出をお願いした。

研究代表 鈴木秀洋

滋賀県

1. 児童相談所の管轄区域



2. 子ども家庭総合支援拠点の設置状況

設置済み (2019年3月現在)	彦根市、東近江市、大津市、長浜市
今後の設置予定	16市町 (未定)

滋賀県彦根市ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：平成 31 年 3 月 11 日

1 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）



②面積：196.87km²（=98.28+98.59（琵琶湖の面積））

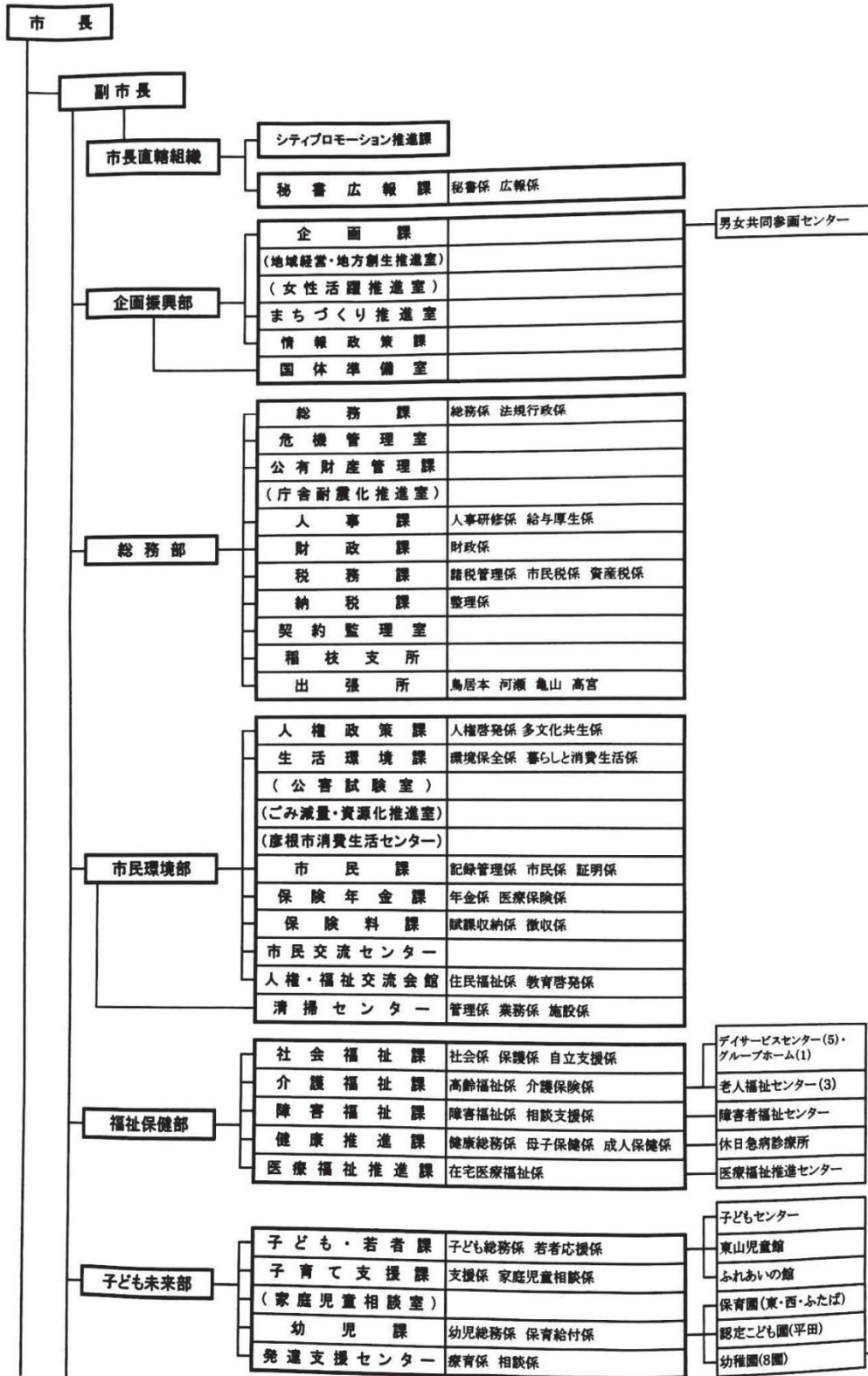
③人口：113,082 人

④児童数：19,160 人

⑤類型（小規模等）：小規模 C

2 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

彦根市の行政機構図（平成31年(2019年)1月1日現在）



3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

(1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）

児童虐待受理件数

	身体的虐待	養育放棄 (ネグレクト)	心理的虐待	性的虐待	計
27年度	34件	6件	6件	0件	46件 (98人)
28年度	28件	13件	19件	0件	60件 (105人)
29年度	24件	5件	14件	2件	45件 (84人)
30年度2月末	34件	10件	7件	1件	52件 (105人)

イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての4業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

- ・①～⑤の事項すべて二人一組で行う
- ・通告、相談によるチェック表を用いて情報収集
- ・緊急受理会議で緊急性があると認められた場合児相に。ない場合はチェック表を使い、チェックがついた項目に応じてその家庭にとって最も負担のかからない方法で支援を行う
- ・②相談対応は、子育て支援課の家庭児童相談係が中心となっているが、上記の通り、その家庭に最も負担のないやり方で支援を行うために、その子どもの所属機関が行う場合もある
- ・④では、相談者が一番負担なく相談できるように場合に応じて対応

(2) 職員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）

- ・子育て支援課…課長1人、課長補佐兼家庭児童相談係長1人、正規職員3人、常勤の臨時職員6人（家庭相談員5人＋女性相談員1人）
 - ・虐待対応専門員…課長補佐1人、正規職員1人、家庭相談員2人＝4人（規定より＋2人）
 - ・子ども家庭支援員…臨時職員2人
 - ・小規模Cなので心理担当はいないが、心理担当の必要性を感じている
- 工夫…賃金を滋賀県の平均賃金までアップさせることでの流出を防いでいる

(3) 保健部門との一体性・連携

ア 子育て世代包括支援センターの設置について（有無・年度）

- ・平成28年4月1日設置

イ 一体性・連携についての工夫・具体例

- ・年4回、スーパーバイザーを招き事例検討を通してケースに対する見立てを共有している
- ・危険度の高い案件は書面で子育て支援課に届く
- ・子育て支援課と健康推進課で互いの必要な情報をデータで見られるようにした（お互いに別のシステムを使用している、ここ2年くらいのこと）

(4) 児童相談所との連携

- ・実務者会議には児相の地域班が参加している
- ・実務者会議では、地域班の担当者3人全員が参加をしている（口頭で、最新の情報をやりとり）
- ・市と児相の調整も兼ねて虐待班とは月1回打ち合わせを行う（実務者会議とは別）
- ・滋賀県の動きとして加藤先生の「在宅支援共通アセスメントプランニングシート」を使うことを推奨しており、市でも児相でも使っていこうとなっている

(5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

- ・支援拠点のなかに要対協調整機関も入っている

イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

- ・公立、私立に関わらず、子どもに関わる機関はそのほとんどが要対協に所属している
- ・主たる支援者となる可能性の高い学校や幼稚園・保育園、放課後児童クラブなどとは電話だけでなくきちんと出向くことで顔の分かる関係性をつくる
- ・出向いた際には、要対協とは何か、現状行っている支援についての説明を行う

(6) 相談室、親子交流スペース、事務室等



↑相談室①



←相談室②



←相談室②のキッズスペース



子育て支援課 事務所↑



キッズスペース②↑

4 研究チームからのコメント

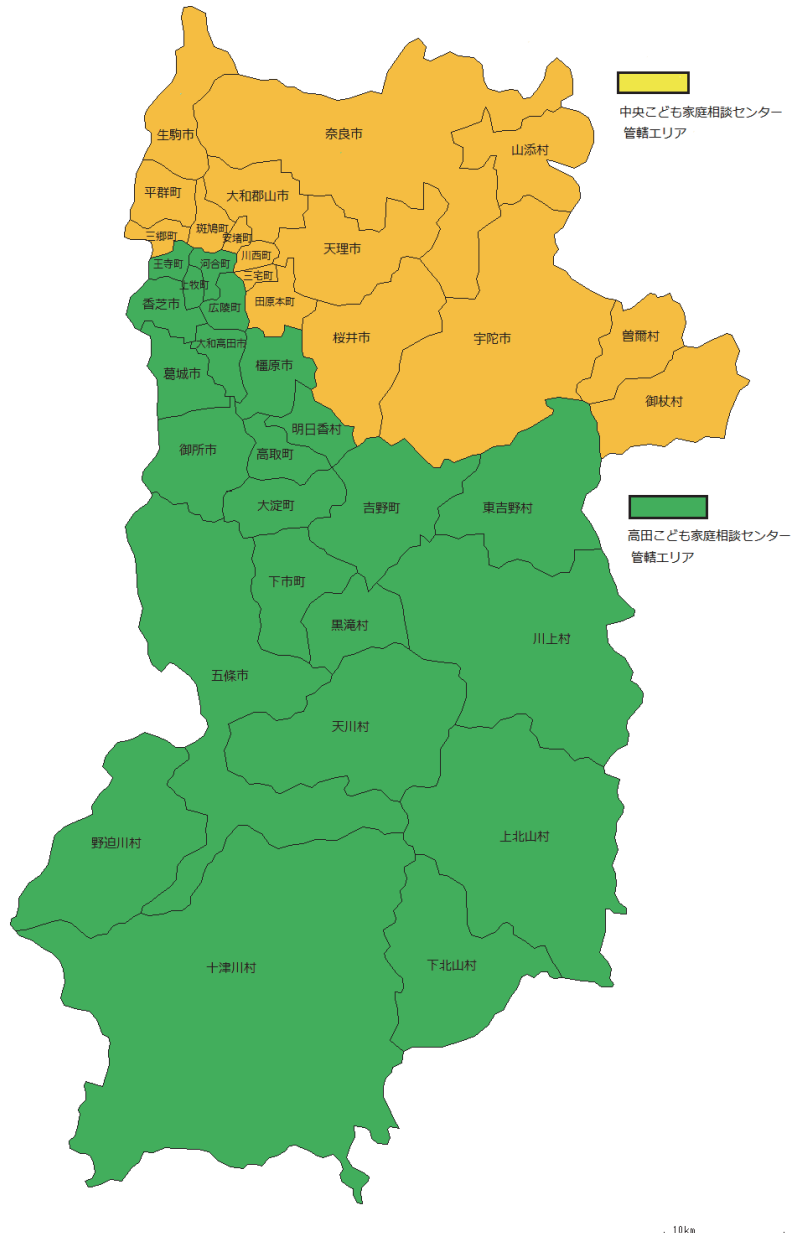
児童福祉法改正前から体制を作ってきたので、拠点に向けて特別の体制づくりを行っているわけではないとの説明ではあった。ただし、悩みながらこれまで体制を構築してきただけあり、他自治体の取組みと比較して自らの子ども相談対応の方針をしっかりと持っている。例えば、ケース対応にかかる会議回数を多くこなす他自治体を視察に行きつつ、自分たちの子ども虐待対応の方針は、そうした会議に時間をかけることなく一人一人の相談者の相談対応の時間の確保を重視する方針であるという。それぞれの子どもや家庭の信頼感・拒否感等の意識により、どの機関が寄り添う形をとるのか、どの機関が介入型の対応を行うのか、その見立てと役割分担を慎重かつ丁寧に行おうとしている。

なお、基礎自治体の現状としては、他の部署から異動してきた事務職員等が学びつつ、こうした児童虐待対応を学んでいく形しかとれず、今後の体制の維持と専門職の確保（保健師、保育士、心理士等）が大きな課題となっているとのことである。

研究代表 鈴木秀洋

奈良県

1. 児童相談所の管轄区域



2. 子ども家庭総合支援拠点の設置状況

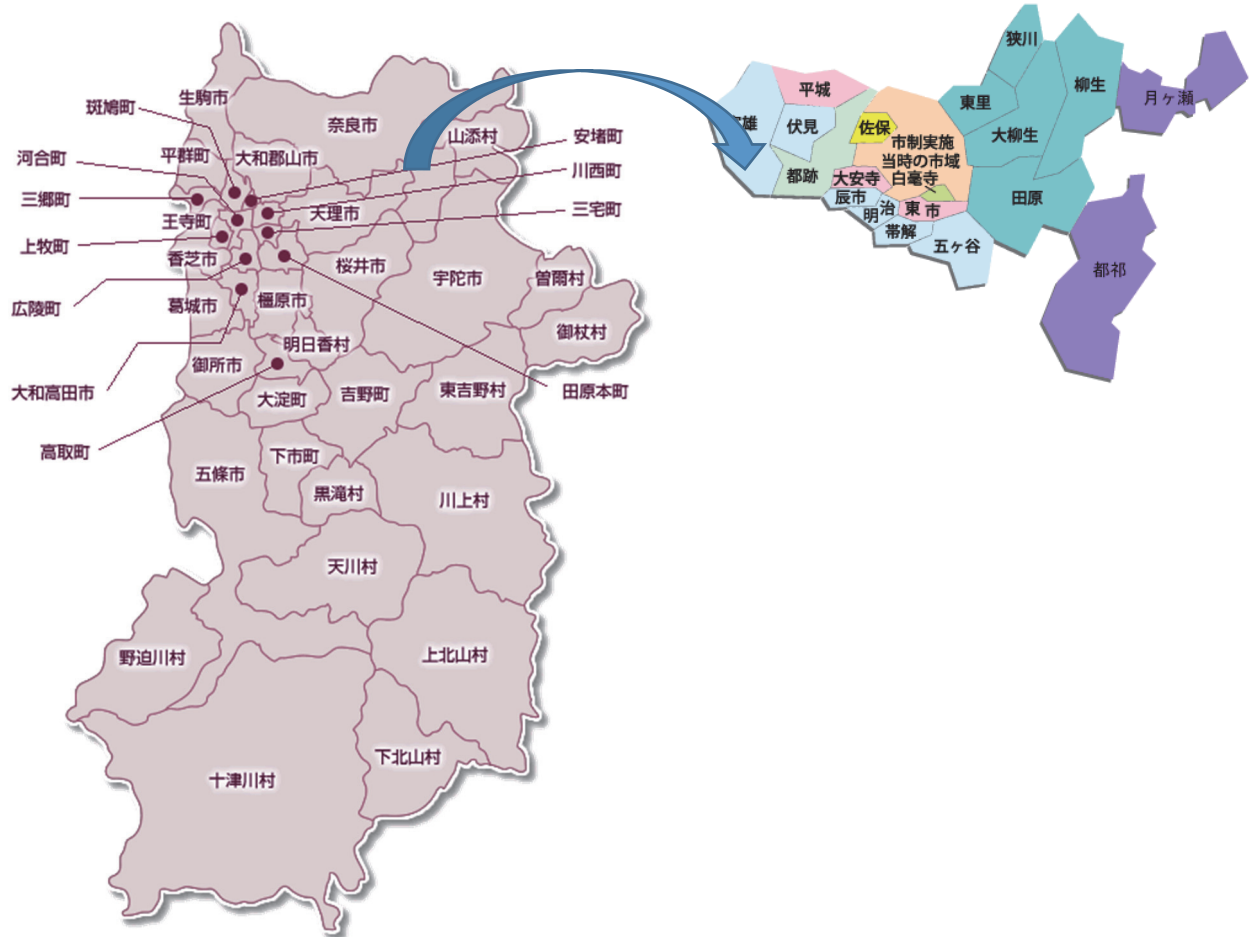
設置済み（2019年3月現在）	奈良市、桜井市、三宅町、明日香村、
今後の設置予定	葛城市（平成31年4月予定）

奈良県奈良市ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：平成31年2月26日

1 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）



②面積：276.94km²

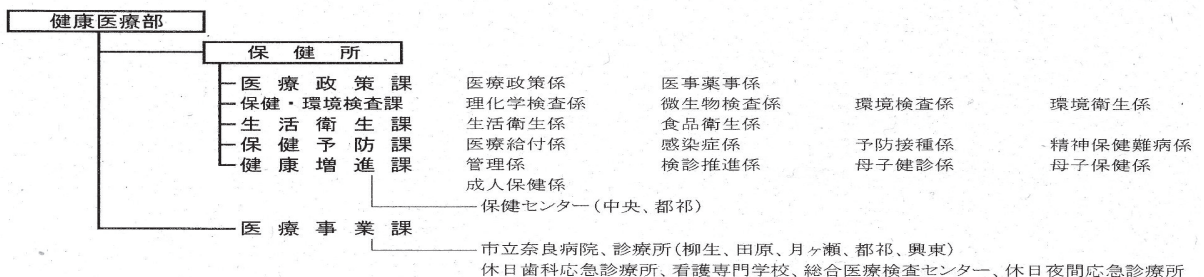
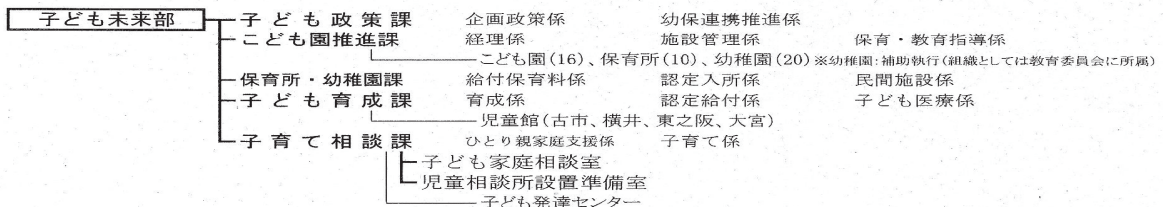
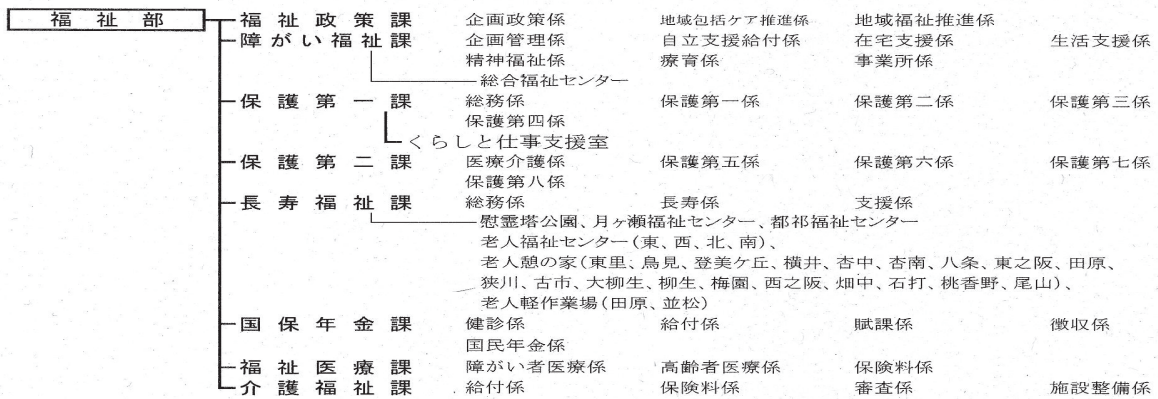
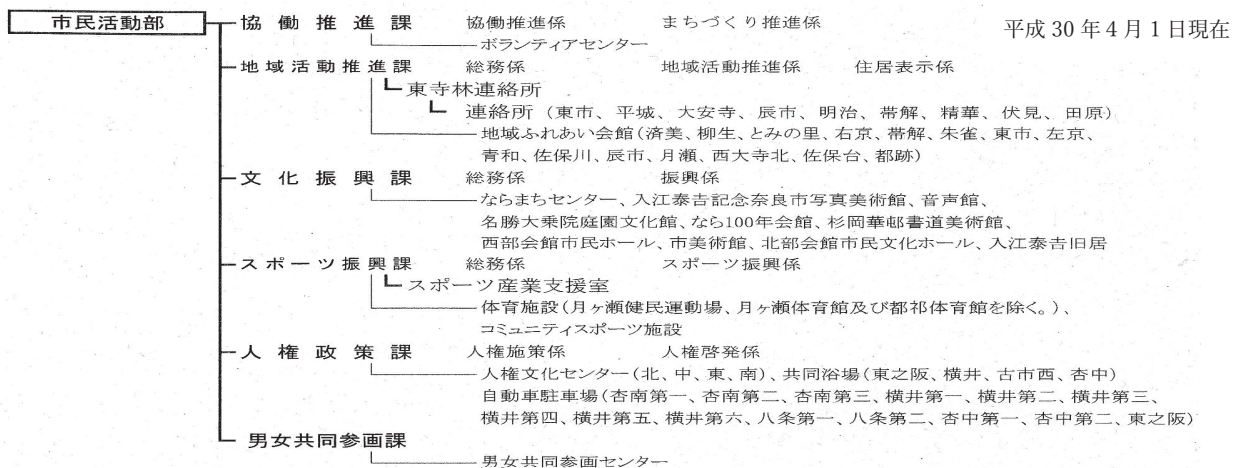
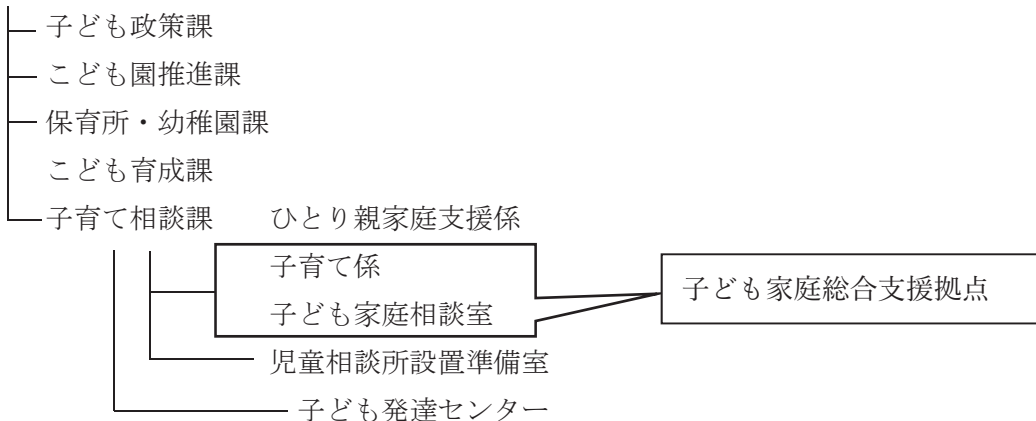
③人口：358,155人（平成30年4月1日現在）

④児童数：51,866人（平成30年4月1日現在）

⑤類型（小規模等）：中規模

2 自治体の組織図 (拠点機能を組織図に位置付け)

子ども未来部



3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

(1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）

平成 27 年度	627 件
平成 28 年度	846 件
平成 29 年度	817 件

イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての 4 業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

奈良市内を東西にチーム分けし、中学校区別で担当者を決めて業務にあたっているため、地域の把握や関係者との連携もスムーズである。

母子保健、生活保護担当課、園・学校等の所管課と児童虐待防止施策検討会議を実施し、行動計画やマニュアル作成を実施。関係機関向けの研修会、SV を入れた事例検討会を実施する等、スキルアップに努めている。

(2) 職員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）

別紙 1 のとおり

(3) 保健部門との一体性・連携

ア 子育て世代包括支援センターの設置について（有無・年度）

奈良市保健所 健康増進課に平成 27 年度から開設

イ 一体性・連携についての工夫・具体例

支援拠点内に、乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業の機能を有しており、支援が必要な妊産婦の把握と切れ目のない支援が可能となるような工夫をしている

健康増進課との定例会議を実施する等、母子保健との連携に努めている。

(4) 児童相談所との連携

児童福祉法の改正により、児童相談所からの市町村送致や指導委託の実績を積んでいる。

児童相談所を含む多機関合同での事例検討会を実施している。

在宅支援共通アセスメント・プランニングシートを活用し、緊急度・重症度に応じて役割分担しながら対応・支援を実施している。

(5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

奈良市では、子育て相談課に子ども家庭総合支援拠点を置き、子ども家庭相談室及び子育て係がその業務を担っている。従来から、子ども家庭相談室には、家庭児童相談室、助産制度、母子生活支援施設の業務も所管しながら、要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割も担っている。

イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

要対協の構成機関としては、別紙2の資料のとおり。子どもたちと関わりの深い、医療関係者として小児科医会、産婦人科医会、特別支援学校、弁護士、子どもの人権に造詣の深いNPO法人なども構成員として加入していただいている。

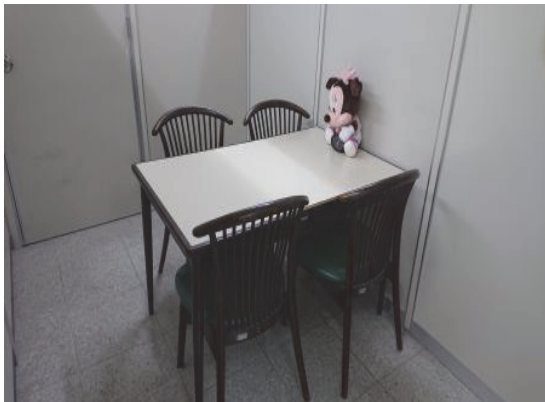
平成33年度中に児童相談所の設置を目指しており、設置後の組織体制も考慮し、スムーズに移行できるように工夫している。

従事する職員も児童福祉司に任用可能となるような資格を有しており、それぞれの特性を活かした相談支援体制を敷いている。

(6) 相談室、親子交流スペース、事務室等

相談室

事務室受付の近くに2部屋設置





親子交流スペース

事務室受付の目の前に設置されており、受付をしている親の目の届く場所に設置している。月に一度このスペースでイベントも行っている。



事務室

4 研究チームからのコメント

児童相談所設置を目指す中核市の支援拠点のあり方として他自治体の参考になる取組みである。

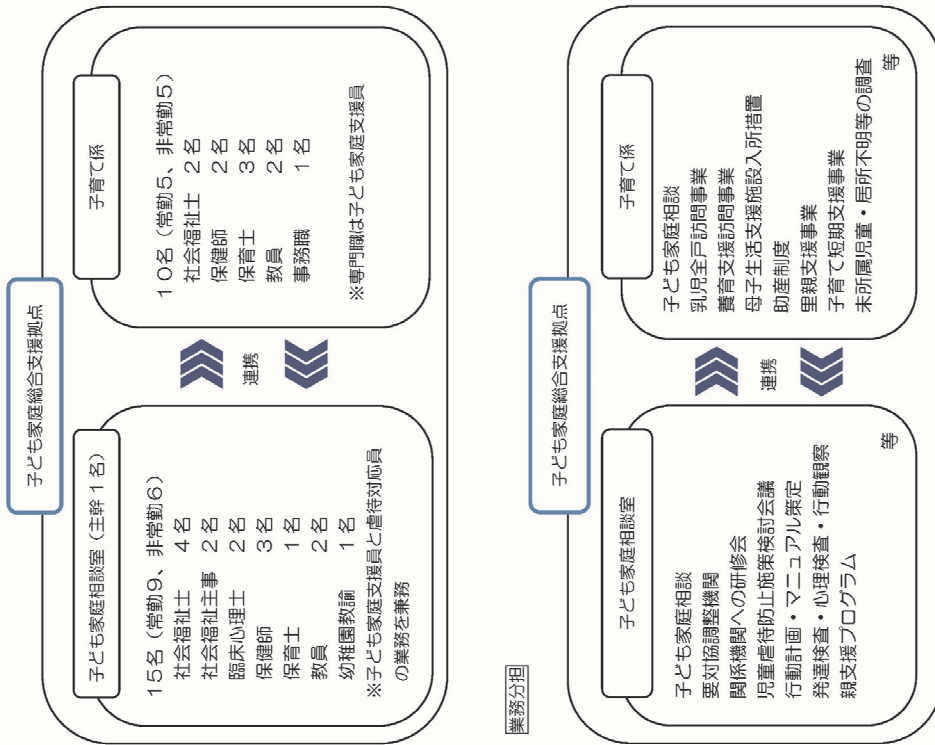
報告書にあるように、市内を東西に分けて、中学校区別で担当者を分けて業務に当たっており、地域との顔が見える関係づくりに力を入れている。

支援拠点整備の観点からは、職種・人数ともに、人員配置基準を超えているし、充実しているといえる。しかし、年間の児童虐待対応件数は800件を超え、人員が十分とはいえない。

また、前述したように児相設置を目指すのであるから、現状の体制を土台としつつ、今後どのように維持拡大していくのが課題となろう。現状の児童相談所との関係でいえば、物理的距離の近さから、情報連携等においては、必要な場合に迅速なやり取りが不可能ということにはなっていない。しかし、28年改正により新しく導入された指導委託制度等の運用に関しては、未だ十分な役割分担と細かな合意の上でのやり取りが十分とはいえない事柄が生じている。

奈良県全体としては、共通のアセスメントシートを使って、今後より見立ての統一を図っていくことを考えている。現在、奈良市では、子ども関係部署との間で、児童虐待対応の工夫として児童虐待防止施策検討会や事例検討会を行っており、こうした検討会を通じて、組織間の連携や職員のスキルアップを行っている。

研究代表 鈴木秀洋



【奈良市要対協の構成機関】(法第25条の5第1号該当) 別紙2

1	国又は地方公共団体の機関 (法第25条の5第1号該当)	奈良地方方法務局 奈良県中央子ども家庭相談センター 奈良県奈良市警察署 奈良県奈良市警察署 奈良県天理警察署 奈良市市民活動節男女共同参画課 奈良市福祉部障がい福祉課 奈良市福祉部保護第一課 奈良市福祉部保護第二課 奈良市子ども未来部こども園推進課 奈良市子ども未来部保育所・幼稚園課 奈良市子ども未来部子ども育成課 奈良市子ども未来部子育て相談課 奈良市健康医療部保健予防課 奈良市健康医療部健康増進課 奈良市教育委員会教育総務部教育総務課 奈良市教育委員会学校教育部いじめ防止生徒指導課 奈良市教育委員会学校教育部地域教育課 奈良市教育委員会学校教育部教育相談課 奈良市消防局災害対策室救急課
2	法人 (法第25条の5第2号該当)	一般社団法人奈良市医師会 一般社団法人奈良市歯科医師会 社会福祉法人奈良市社会福祉協議会
3	児童の福祉に關連する職務に従事する者その他の者 (法第25条の5第3号該当)	奈良市児童保護委員協議会連合会の代表者 奈良市児童保護委員協議会第一分会の代表者 奈良市児童虐待防止ネットワーク「きずな」の代表者 奈良市保育会の代表者 奈良市私立幼稚園協会の代表者 弁護士のうちから市長が指定する者 奈良県産婦人科医学会の代表者 奈良県小児科医学会の代表者 奈良県特別支援学校校長会の代表者 その他市長が指定する者

兵庫県神戸市（政令市）ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：平成 31 年 2 月 27 日

1 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）



② 面積：557.02km²

③ 人口：約 154 万人

④ 児童数：約 23 万人

⑤ 類型（小規模等）：小規模 B 型 6 か所、小規模 C 型 2 か所、中規模型 3 か所

2 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

別紙参照

3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

(1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3 年分）

○ 新規相談件数（9 区 2 支所 計 11 か所）

年度	27 年度	28 年度	29 年度
件数	248	258	842

※平成 29 年度よりこども家庭センター（児童相談所）から区への送致開始。

イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての 4 業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

- ・妊娠届を提出した妊婦に対し、母子健康手帳を交付する際、保健師等が全妊婦に面接をし、保健指導や特定妊婦のリスクアセスメントを実施している。
- ・実務者会議にスーパーバイザー(学識経験者等)を派遣することで、支援内容の向上を図っている。
- ・平成 29 年度より、こども家庭センターから区へのケース送致を行なっている。ケースの重症度・緊急度・支援内容等に応じてこども家庭センターと区が役割分担を行う。

【29 年度 363 件（実件数） 402 件（延件数）】

(2) 職員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）

- ・ 9 区 2 支所に配属されているこども保健係の保健師は 58 名、福祉職 11 名。（うち児童相談所経験者は 7 名）
- ・ 福祉職の職員については、虐待対応専門員の業務を主に行っている。
- ・ 心理担当職員を配置していないのは課題である。

(3) 保健部門との一体性・連携

ア 子育て世代包括支援センターの設置について（有無・年度）

従来から行っていた妊娠届出の全数面接と子育て相談及びサービスの利用調整を平成 27 年度より、各区こども保健係において「子育て世代包括支援センター事業」と位置づけ。

平成 28 年度より、各区・支所等のこども保健係に看護職である 12 名の母子保健コーディネーター（派遣職員）を配置し、現在は同係の保健師、児童福祉司等と連携しながら妊娠期から子育て期（就学前）の切れ目のない相談支援を実施

イ 一体性・連携についての工夫・具体例

区のこども保健係（母子保健担当部署）には、保健師が配置され、母子保健事業を通じて、児童の健全育成（児童福祉法）や児童虐待の予防対策（児童の虐待防止に関する法律）を推進してきた。平成 29 年度より福祉職（児童福祉司等）が区・支所に各 1 名配置されており、ソーシャルワークの視点も取り入れた支援を実施。

(4) 児童相談所との連携

- ・ 来年度より実務者会議に児童相談所の児童虐待対応担当課長が参加（今年度までは児童相談所と各区でケース検討を中心とした連絡会を実施）
- ・ 平成 31 年 3 月末までに、各区・支所で使用している「児童相談システム」をこども家庭センターへの導入を完了し、情報共有の迅速化、効率化を図る。

(5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

本市では、母子保健部門で虐待予防から虐待対応まで取り組んできた経過があるため、従前より、区のこども保健係（保健師・福祉職等配置）が要対協調整機関の役割を担ってきた。

また、支援拠点についても区のこども保健係を想定している。

イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

母子保健・児童福祉担当部署、生活保護担当部署、障害福祉担当部署、その他関係部署等からなるプロジェクト組織「こども家庭支援室」を設置している。

(6) 相談室、親子交流スペース、事務室等



新庁舎キッズスペース



相談室

4 研究チームからのコメント

政令市では、児童相談所を有している点で都道府県的な観点での取組を求められる。一方で基礎自治体として他の市町村と同様に在宅支援ベースの支援拠点整備を求められる。こうした両方の視点が同一自治体に求められるため、都道府県と市区町村との関係性の中での支援拠点の制度設計とは異なる独自の取組みが求められることになる。

その意味では神戸市の取組は、政令市が支援拠点を整備する場合のモデルとして、また児童相談所設置を目指す特別区や中核市にも参考となる取り組みとなろう。政令市の強みとしては、支援拠点の専門性向上を、例えば、同じ自治体内で児童相談所や他の子ども関係部署や保健部署からの人事ローテーションで継続的に行えることである。

児童相談所経験者が支援拠点に、支援拠点を経験した人間が児相相談所という異動ローテーションは、双方の組織の見立て合わせ等の連携に力を発揮する（調整コストを減少させられる）。児童相談所と区との関係で、迅速で円滑な連携ができていて、見立て合わせがうまくできているところは、単なるマニュアルの統一だけではない、実際はそうした双方の視点を有することができる職員の能力（経験値等）に左右されることが多かろう。神戸市でも区ごとのレベルのばらつきはあるように思える。

一方で政令市においては、児相も支援拠点も同時に充実を図らねばならないということでの同じ財政のパイを奪い合う関係にならざるを得ないマイナスも出てこよう。その点では、児童相談所の配置基準以上に、支援拠点の人員配置を充実させるモチベーションが高くなるような国の法制度設計はなされていないといえる（基準は法定された必置のものではなく補助金交付の基準でしかない点、また充実させればさせるほど補助金額があがっていくものでもない点など）。

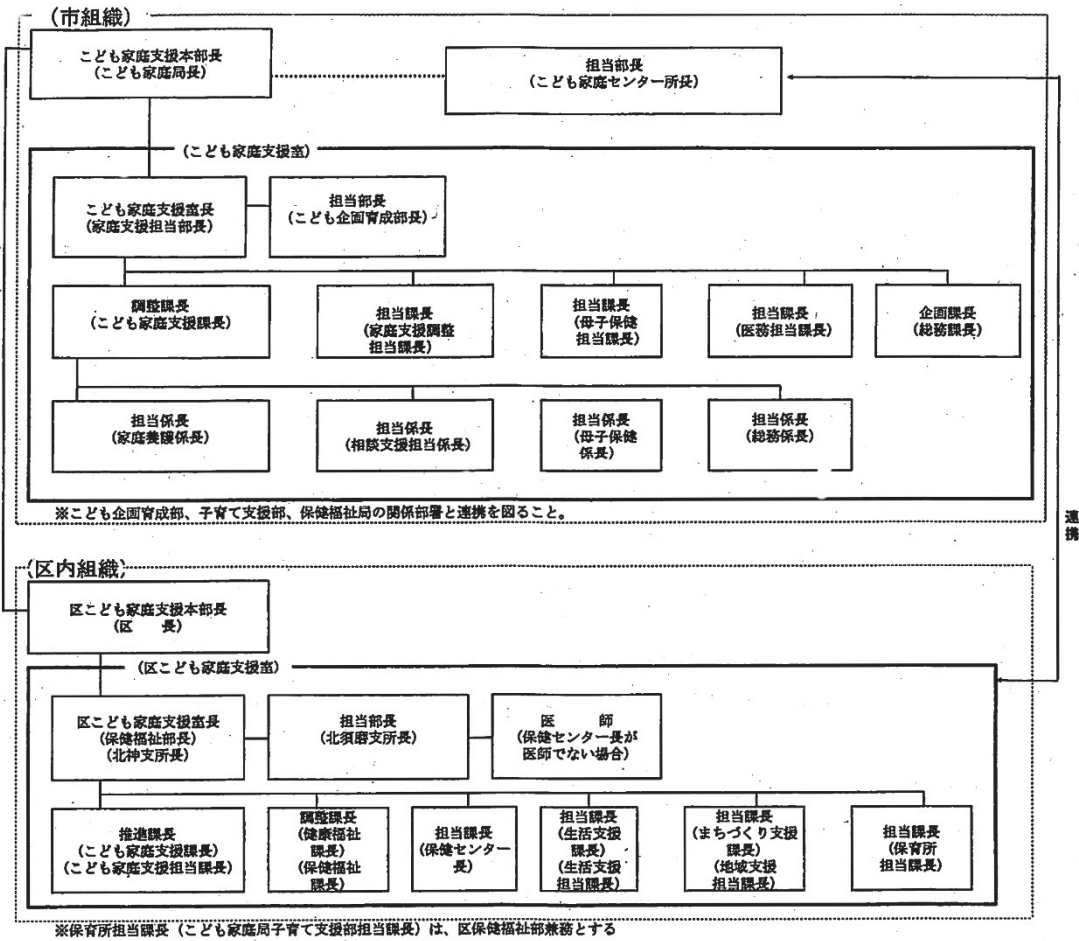
神戸市の特徴に戻る。政令市では行政区は総合的な地域のなんでもサービスを行うことを重視し子どもの専門性を有しない職員を配置しようとの動きもある中、神戸市は区ごとに子どもを専門的に見立てることができる子ども保健係の保健師を配置して母子健康手帳交付時からの関わりを重視しており、それぞれの区は既に包括支援センター機能を整備している。この包括支援センターと一体のものとして、支援拠点を一体的に整備する方針である。住民の最前線の行政区の窓口において、子どもの専門性を有する職員が継続的に関わる体制作りを目指しており、国の方針を具体化するための組織基盤ができています。

児童相談所との関係でも、単なる連絡会でなく児相の管理職が実務者会議に出て実質的なやり取りができるようにしている（平成 31 年度より実施予定）。また、区と児相との間で組織間の情報齟齬が内容に文書でのやり取りをこれまでもしてきたが、31 年 4 月からは、各区の児童相談システムと児童相談所の情報システムとつなげることで、まさに子ども福祉分野における総合的かつ一体的な切れ目のない支援・介入が展開されることになろう。住民に身近でありながら総合行政を担う政令市の強みを存分に反映させた子ども中心の施策展開に今後も大いに注目したい。

なお、神戸市の支援拠点の取組みに関しては、この報告書記載のほか、『地域保健』（2018 年 7 月号、東京法規出版）においても取り上げられているのでそちらも参考になろう。

研究代表 鈴木秀洋

こども家庭支援プロジェクト



市区町村子ども家庭総合支援拠点 (平成30年3月31日現在)

	人口	児童人口	型
東灘区	213484	35340	中規模
灘区	133154	21012	小規模C
中央区	135056	16329	小規模B
兵庫区	109024	13396	小規模B
北区	134290	19345	小規模C
北神支所	84568	14878	小規模B
長田区	98990	11979	小規模B
須磨区	71801	10995	小規模B
北須磨支所	90414	11990	小規模B
垂水区	222629	36034	中規模
西区	244293	40317	中規模

231615